

の平均利率に近似する點に於て協定せらるゝに至つたものと考へる。唯々コール利率の協定は預金利率協定と異なり、加盟せざるもの多數ある爲め、嚴守されない憾あるは止むを得ない。

尙コール利率の騰落も、需要供給の關係に依つて決せられる。乍併之を一般貸出利率の變動に比べる時は、其の間多少趣を異にするものがある。即ちコール利率は頗る感受性に富む事を其の特色とする。蓋しコールは、金融業者が資金の蒐集と運用とを調節する安全瓣にして、其の放資及び回収は極めて迅速頻繁に行はれ、斯くて金融界の凡ゆる事象がコールに集約して表現せられるからである。例へば金融逼迫するや、出手は新規の貸出を避るのみならず既に貸出したものゝ回収を企圖し、取手は返却を避けんとする。此の事がコールの貸出期間が極めて短期なる事と相俟つて、利率を容易に上昇せしめる。之に反して金融緩漫となるや、取手は逸早く低利のコールに借換へる爲め、コール利率が容易に下降する。之を具體的に言へば、月末季末の如きは、各銀行が手許資金の潤澤と日銀預ケ金の充實とを圖る爲めコールの需給が逼迫し、従つてコール利率は一時的に可なり高率となる。之に反して月初又は季越後に於ては、銀行は手許現金及び日銀預ケ金を多額に保持する必要消滅して資金の一部を開放する爲め、市場資金が過剰となり、従つてコール利率は急激に低下する。コール利率は實に斯くの如く鋭敏迅速に變動する。コール利率の動

きが、金融界のバロメーターなりと稱せられる所以は此處に在る。

我國に於ては、コールの出手は多くは普通銀行、次ぎが信託會社、保險會社及び其の他の會社である。取手の多くは特殊銀行又は中小銀行である。從來最も大口の取手たりしものは正金、裏銀、鮮銀等の爲替銀行にして、彼等は輸出期に於ける輸出形買取資金をコールに求めた。興銀も其の引受發行する社債に關聯して、コールの取手となる事がある。又近時は金融市場逼迫したる場合、興銀を通じて預金部資金の放出せられる事が屢々ある。中小銀行が取手となるは、多くは交換尻決済資金獲得の爲めである。又證券業者がコールを以て公債又は社債に投資する事も相當行はれる。而して七厘のコールを以て公債に投資するならば、利を收める事が可能であると言はれる。其の他一時的には株式取引員特に代行會社が株式受渡資金獲得の爲め、又は株式取引員が追證據金等納入の爲めコールを利用する事がある。尙コールローンは、直接取引による場合もあるが、多くはビルブローカーの仲介によつて行はれる。我國では前述の如く、ビルブローカーは手形買入又は其の仲介よりも、寧ろコールの仲介を主たる業務とする。尤も中には自己の計算に於てコールの取手となる者もある。ビルブローカー會社又はビルブローカー證券會社なるもの即ち是である。

英國ではコールを次の如く分ける。

(一) 日貸 (day to day money) 貸出を受けた日の中に返還されるもので、即ち決済が翌日に互る事を許さないものである。スバルディング氏 (W. F. Spalding, The London Money Market, p. 117) によれば、day to day money なるコールは、外國銀行及び殖民地銀行が其の業務の特質上貸付金を翌日に繰越す事を欲せず、一日限りの貸付と爲した事より生じたもの、由である。従つて其の實質は略々我國の半日物に類似するものと解す可きであらう。尙 money at call を day to day money と同義に解する人が多い様であるが、money at call なる語は、廣義に於てはコールを總稱し、狹義に於ては要求次第返済されるコールを指すものと解す可きであらう。従つて狹義の場合に於ては要求拂コールとも譯す可きものにして、我國の無條件に該當するものと見て可い。コールは元來要求拂たる可きものであり、従つて特に要求拂コールと呼ぶ事は、一面用語妥當ならざる感あるも、事實は要求拂ならざるコールも多々あるを以て、斯く呼ぶ事も別段支障なきものと考へる。

(二) 宵越 (over night money, night money or bad money) 通例借入日の翌日決済されるものにして、大體に於て我國の翌日物に該當する。尤もスバルディング氏 (Spalding, ibid. p. 117) に

よれば、本コールは或る場合には別段の通告を要せず當然に借入の翌日返還されねばならぬ。又或る場合には通告の翌朝返還を請求し得可き權利を銀行に於て保有するものとする。而して night money 又は bad money と呼ばれる所以は、ブローカーが帳簿上の残高不足して緊急貨幣を必要とする場合、本貸付金によつて二十四時間を乗切り得るが、同時に本貸付金の融通が、一應は二十四時間丈けに限定される事に基因する爲めと解される。

(三) 短期貸 (money at short notice) 短期の据置期間を有し、其の後は日貸と同様となる。例へば週貸 (weekly loan) の如き此の代表的なるものにして、一週間の据置期間を有するものである。我國普通物が略々之に該當する。

因に英國に在つては、コールの出手は多くは大銀行、取手は主として手形仲介人にして、コールは手形割引資金に利用される。又株式仲買人が取手となる事もある。

次に米國に在つてはコールは翌日物一種である。但しグリフィス教授 (Griffiss, ibid. p. 2, p. 15) も言へる如く、此の翌日物は無限に延長する事も理論上可能であり、十二年以上繼續された實例がある由である。又彼によれば、株式取引所に於けるコール市場には二種のコール利率があり、新規の貸出に適用される利率を market rate と稱し、繼續の場合適用される利率を renewal

rate と稱する。而して market rate が適用せらるゝは僅かに一日に限り、若し二日以上繼續される場合には、通例 renewal rate が適用されるものと假定して差支ない。其の結果コールの約九十五%が market rate の支配を受けない由である。

尙紐育のコール市場に於ては出手は金融業者であり、取手は主として株式取引所仲買人にして、即ちコールは投機に使用されてゐる。かの異色ある取引たる翌日渡 (Regular way) が支障なく行はるゝは、實にコール市場の發達に基因する所少なしとしない。乍併此の翌日渡取引が多額のコールを吸収する爲め、健全なる事業への資金流入が阻止せられ、更に地方資金までが紐育に集中して投機資金化する傾向ある事は、大なる弊害と言はねばならぬ。

第九章 内國爲替

爲替とは、隔地者間の支拂を現金輸送を行はずして完了せしむる仕組である。爲替を分ちて二と爲す。内國爲替 (Domestic or Inland Exchange) 及び外國爲替 (Foreign Exchange) 即ち是である。前者は同一國內に於て同一貨幣制度の下で行はるゝに反し、後者は異國間に於て異なる貨幣制度の下で行はるゝ爲め、貨幣換算の問題を生じ、従つて其の手續は複雑となる。乍併原理に於ては兩者異なる所はない。尙本章に於ては内國爲替のみを論ずる。

今東京の甲が大阪の乙より商品一萬圓を購入したる結果、乙に對して一萬圓を支拂ふ可き債務を負ひ、同時に東京の丙が大阪の丁に商品一萬圓を賣却したる結果、丁より一萬圓を受取る権利を有するものと假定する。此の場合甲より乙へ現金一萬圓を輸送し、及び丁より丙へ現金一萬圓を輸送して、二個の貸借關係を決済する代りに、甲が丙より丁へ宛てたる手形を購入して乙に送付し、之によつて乙が丁より一萬圓の支拂を受くるならば、東京大阪間に現金輸送を行はずして二個の貸借關係が決済せられ、従つて多大の費用と手数とを省き、且つ危険を防止する事が可能となる。之が即ち爲替なるものである。乍併事實は、甲乙間の貸借と丙丁間の貸借とは、金額及

び支拂時期に於て一致せざるを普通とする。又假りに一致したとするも、甲に於て、自己の希望に合致する手形を有する丙なるものを發見する事は、不可能に近い。是に於て銀行が介在して之等の關係を調整する事となる。但し銀行は丙より手形を買取り之を其の儘甲に譲渡するものではなくして、一方では供給せらるゝ手形を買取り、他方では需要せらるゝ手形を賣却し、斯くして手形の供給者と需要者との間に介在して需給を調節する機能を果すものである。更に具體的に述べれば、東京のA銀行は丙より手形を買取つて大阪のB銀行に送付し、期日に至つて之を取立てしめ、取立金は其の儘大阪に留置して、以て將來の大阪向爲替の支拂資金に充當すると共に、甲に對しては其の希望に合致する手形を新らしく作成して賣却し、其の代り金は東京に留置し、以て將來に於ける手形購入資金に充當するものである。而してA銀行が斯かる操作を爲し得る所以は、無數の手形賣買の依頼が絶えずA銀行に蟄集し、且つ金額及び支拂時期が一致せざる時と雖も、A銀行に於て之を調整する手段を有するからである。其の關係は恰も東京のA銀行、大阪のB銀行が夫れ々々一個の貯水池を形成し、而して兩貯水池は一本の水路によつて連絡されてゐるが如きものである。但し此の場合、A、B兩銀行は同一銀行の本支店たるか、又は爲替取引契約(Correspondence) 所謂「コルレス」契約締結者(Correspondent) たる事を要する。

我國普通銀行が營む内國爲替業務として論ず可きものに、送金、電信送金、當座振込及び代金取立がある。左に順次之が解説を爲すであらう。

(一) 送金(Remittance)(又は普通送金) 東京の甲が大阪の乙に送金せんとする場合、甲は東京のA銀行に、現金又は直ちに現金化し得る手形を提供し、A銀行は同銀行大阪支店B又はA銀行と爲替取引契約を締結せる他銀行Cを支拂人とする小切手所謂送金小切手を作成して甲に交付する。甲は此の小切手を乙に郵送し、乙は之をB銀行又はC銀行に呈示して額面金額の支拂を受ける。尙送金の手段としては、爲替手形を使用する事も固より可能であるが、印紙税の關係もあり、小切手を使用するを普通とする。送金手数料は通例一通十錢である。従つて大金を送付する場合、郵便爲替を利用するに比して遙かに有利なる爲め、普ねく利用されてゐる。

尙送金は銀行の立場より見る時は一種の受信業務である。而して送金の依頼を受けたる銀行即ち取組銀行(仕向銀行)に於ては、支拂銀行(被仕向銀行)が現金を支拂ふまで無利息資金を利用し得る事となる。取組銀行の利益は、送金手数料の取得に在らずして、寧ろ無利息資金の利用に在る事言ふを俟たぬ。因に送金小切手に就ては、曩に述べた小切手法が適用される。

(二) 電信送金(Telegraphic Transfer) 隔地者間の送金が急を要する場合には電信を利用して

行ふ。之を電信送金又は電信爲替と言ふ。送金の依頼者は受取人に電報を發し、同時に取組銀行は支拂銀行に電信又は電話を以て通知する。支拂銀行に於ては、取組銀行の通知と受取人が差出す電報とを照合して現金を支拂ふ。尙電信送金は單なる電信の照合によつて支拂ふものなるが故に、嚴重なる注意を要する。よつて電信送金は、爲替取引契約ある銀行中特に電信爲替取引契約ある銀行間に限り行はれ、通常暗號電報を使用する。且つ受取人が支拂銀行の取引先たる事を要するか、或は然らざる場合に於ては、保證人を立つるを要すと爲すを普通とする。電信送金は普通送金と異なり、資金の受入と支拂との間に時間的間隔少なく、従つて資金利用の餘地なき爲め、普通送金に比して可なり高率の手敷料を徴収する事は止むを得ない。

(三) 當座振込 當座振込とは、送金人が受取人の取引銀行當座口へ振込むものである。例へば甲が東京のA銀行に現金を提供して、大阪のB銀行に於ける乙の當座口に振込むが如きは其の適例である。此の場合A銀行は甲に副報告(當座勘定受入副報告)を交付し、B銀行に對しては正報告を送付する。甲は副報告を乙に送付し、乙は之をB銀行に差出す。B銀行はA銀行より送付を受けた正報告と、乙が差出す副報告とを照合して、乙の當座口へ入金の手續を執る。當座振込は原理に於ては送金と同様であるが、普通送金に在つては、送金小切手が途中に於て紛失又は盜

難に罹つて悪用せらるゝ、恐れあるに反し、當座振込に在つては、副報告が萬一紛失又に盜難に罹るとも、之を悪用して金錢を詐取る餘地なき點に於て異なる。尙當座振込は當座預金取引者(又は特別當座預金取引者)に對してのみ行はるゝものなるを以て、普通送金に比して利用の範圍少なきも、一面に於ては夫れ文け却つて安全性大なるものである。當座振込の受取人は、送金人と別人たる事もあり同一人たる事もある。尙又當座振込が電話を利用して行はれる事がある。之を電信振込と言ふ。

(四) 代金取立(Collection) 代金取立は通例附隨業務として説かれるものであるが、取立業務の一部は爲替業務に屬するものなるを以て、便宜上本章に於て解説する事とする。

代金取立とは、銀行が取引先の依頼により、爲替手形、約束手形、小切手、配當金領收書、利札等の取立を代行する事である。而して之等取立證券所謂取立手形を、其の支拂場所が當所なるか他所なるかによつて、當所拂手形及び他所拂手形に分け、之に相應して取立を當所(代金)取立及び他所(代金)取立に區別する。當所拂手形中一覽拂證券又は期日到來の手形は、直ちに預金として銀行に預入し得るが、期日未到の手形は、取引銀行に持參して割引を依頼するか、又は豫め取引銀行に託して期日到來と共に取立てしむるか、或は又一先づ手許に留置し、期日の到來を待つて銀

行に預入する事となる。他所拂手形は、所持人に於て一々遠隔の地に出向いて取立てるならば、多大の日時と費用とを要するに反し、各地に數多の支店又は爲替取引銀行を有する銀行に取立を依頼するならば、極めて僅少の費用を以て容易に目的を達する事が出来る。殊に手形の取立には法律上及び實務上の知識と經驗とを必要とする爲め、斯かる知識と經驗とを有する銀行に依頼するを便宜とする。尙一覽拂ならざる他所拂手形は、郵便日數を見込んで期日に先だつて豫め銀行に取立を依頼しなければならぬ。尙又期日未到の他所拂手形の割引を取引銀行に依頼する事も、固より差支ない。銀行が代金取立の依頼を受けた時は預り證を交付し、又は常に取立の依頼を爲す者に對しては通帳を交付する。而して後日取立が行はるゝや其の旨依頼者に通知し、曩に交付したる預り證を回収するか、又は通帳に其旨記帳して取立金を依頼者の當座勘定に入金手續を執るか、又は現金を拂戻す。當所取立は別段手数料を要せず、且つ取立金は通例其の儘預金とせらるる爲め、銀行は手数料を徴せざるを普通とするが、他所取立は相當の手数を要する爲め、銀行は少額の手数を徴収する。但し他所取立に在つては、銀行の主たる目的は取立手数料の收得に在らずして、取立より拂戻までの無利息資金の利用に在る事、普通送金の場合と同様である。

逆爲替 (Negotiation by draft) とは、受取人が支拂人宛に手形を振出して銀行より割引を受け、銀行は之を支拂地の本支店又は爲替取引先に送付して、支拂人より支拂を受くものである。通常の爲替とは順序が逆なる事より逆爲替と呼ばれるものである。海外旅行者が内地より金を取寄せする場合此の方法を利用する。又荷爲替は此の逆爲替に船荷證券及び其の他書類を添附して、銀行より割引を受くるものにして、授信業務の一つである。

偕て以上述べたる各種の爲替業務を行ふ結果、各爲替取引銀行間に於ては、債權債務の關係を生ずる。斯かる債權債務の殘高を爲替尻と言ふ。今斯かる殘高が如何にして生ずるやを具體的に説明すれば次の如くである。例へばA銀行がB銀行宛に送金小切手を振出し、B銀行に於て之が支拂を爲したる時は、B銀行は該金額丈けA銀行の爲めに立替拂を爲した事となる。此の事はA銀行より見て借越勘定、B銀行より見て貸越勘定となつた事を意味する。銀行貸借對照表に於ける他店借及び他店貸即ち是である。更にA銀行が取引先の依頼によつてB銀行宛に代金取立手形を送付し、B銀行に於て之が取立を行ひたる時は、該金額丈けB銀行は預り勘定、A銀行は預け勘定となる。是に於てA銀行はB銀行に對し、一面に於て債務を負ひ他の一面に於て債權を有する事となる。乍併此の場合、債務と債權とは其の金額及び時期に於て一致せざるを普通とする。又借越勘定は金利高く、預け勘定は金利低き上に、貸越には一定の限度を設けるを普通とし、或は

全然貸越を許容しない場合もある。是に於て爲替取引銀行は、常に爲替尻に留意して、爲替資金の不足又は過剰に陥らざるやう速かに爲替尻を決済する事が必要となる。

爲替尻決済の方法として主なるものは爲替尻付替、爲替尻振込及び日本銀行當座預金付替にして、稀には現送を行ふ。爲替尻付替は單に付替とも稱し最も多く行はるゝ所にして、帳簿上資金の振替移動を爲すものである。本付替を行ふ爲めには第三者銀行が介在し、且つ三銀行間に爲替取引契約のある事を必要とする。爲替尻振込とは、振込金を受領する銀行の本支店又は該銀行に爲替取引契約ある第三者銀行に振込むものである。日本銀行當座預金付替は通例振込金が巨額なるか、又は他に適當なる振込銀行なき場合に行はるゝものであるが、受取人が日本銀行本支店に當座勘定を有する事を條件とする爲め一般的ではない。現送は現金を輸送して貸借を決済するものである。

内國爲替業務は、我國普通銀行に於ては極めて重要な業務の一つである。該業務は一面に於ては送金の如く受信的性質を帯び、他の一面に於ては荷爲替（逆爲替）の如く授信的性質を帯ぶるものであるが、兩者共に銀行にとつて相當重要な利潤の源泉を爲すものである。蓋し銀行は、送金に在つては資金の受入より支拂に至るまで無利息資金を利用し、荷爲替に在つては割引料を

利得するからである。その他、當座振込、代金取立等に在つても、短期間ながら無利息資金を利用し得る事送金の場合と同様である。尙又我國に在つては、英國に於けるが如く地方交換の制度なく、又獨逸に於けるが如く振替制度も普及してゐない爲め、内國爲替業務は一般大衆にとつても極めて便利にして、重要な制度と言はねばならぬ。

第十章 外國爲替

第一節 外國爲替の意義

國際間には貿易其他を原因として、相互に債權債務の關係を生ずる。此の債權債務を、貨幣又は地金銀を輸送せずして決済せしむる仕組が外國爲替である。内國爲替は同一國內の取引から發生するものであるが、外國爲替は通貨を異にする二國間の取引から發生するものである。今外國爲替の何たるかを實例を以て示せば次の如くである。即ち横濱の甲が桑港の乙に生糸一萬圓を賣却し、同時に横濱の丙が桑港の丁より機械一萬圓を購入したと假定する。然る時は甲は乙に對して一萬圓の債權を有し、丙は丁に對して一萬圓の債務を負擔する。此の時丙は、甲が乙宛に振出した爲替手形を購入して丁に送付し、丁は該手形を乙に呈示して一萬圓の支拂を受くるならば、二個の貸借關係が、何等の貨幣又は地金銀の輸送を行はずして決済し得る事となる。而して實際上斯くの如き場合には、甲は銀行に手形を賣却し、一方丙は銀行より己が希望する手形を購入するものにして、甲丙間に直接に手形が賣買せらるゝものでない事は、内國爲替の場合と同様である。又銀行が甲より手形購入に要した資金は、丙に手形を賣却した手取金を以て補充し、更に又

銀行が甲より購入した手形を桑港に送付して取立て、其の取立金を内地に取寄せずして桑港に保留し、以て横濱より仕向けた爲替の支拂資金に充當する事も、内國爲替の場合と同様である。乍併外國爲替に在つては、本位貨幣を異にする國家間に於て行はるゝ爲め、貨幣換算の問題を生ずる。即ち右の例に於ては、横濱又は桑港の何れかに於て圓貨と弗貨とを換算しなければならぬ。従つて外國爲替に在つては、單に爲替資金の手當を爲すのみにては足らず、更に爲替相場變動に就て特殊の研究と不斷の注意とを拂ふ事が必要である。更に又、外國爲替手形は其の性質上内國爲替手形に比して長期なる事、及び我國外國貿易は從來大體に於て上半季を入超期、下半季を出超期とした爲め巨額の貿易資金を必要とした事等は、爲替銀行なる特殊の金融機關の存在を必要とするに至つた。現在我國に於て外國爲替業務を營むものは、特殊銀行としては、本業務を專業とする横濱正金銀行、本業務と發券業務とを兼營する臺灣銀行及び朝鮮銀行がある。普通銀行中外國爲替業務を行ふ主たるものは、三井、三菱、住友の三行である。而して右六行は、海外主要地に支店又は出張所を設置するか、或は多數の爲替取組約定銀行を有し、國際金融に貢獻する所多大なるものがある。

又外國銀行にして本邦に支店出張所を設けて爲替業務を行つたものに、英國系では Hongkong

and Shanghai Banking Corporation (香上銀行又は滙豐銀行とも言ふ。本店は以前は香港に在つたが今は倫敦に在る。) Chartered Bank of India Australia and China (渣打銀行、本店は倫敦)、米國系では National City Bank of New York (本店は紐育)、和蘭系では Nederlandsche Handels Maatschappij (和蘭銀行又は噶喇銀行とも言ふ。英語では Netherlands Trading Society と言ふ)、Nederlandsche Indische Handelsbank (蘭印商業銀行、英語では Netherland India Commercial Bank と言ふ。)等あつたが、支那事變勃發以來漸次業務を縮少し、次いで資産凍結令の發動、大東亞戰爭の勃發により、本邦内店舗を凡て閉鎖するに至つた。

外國爲替市場 (Foreign Exchange Market 又は單に爲替市場) とは、外國爲替賣買が集中的に行はるゝ場所を言ひ、我國では東京、横濱、大阪、神戸、名古屋等を主たるものとする。今後南方發展と共に、關西及び中部の諸市場が益々重要性を加へんとしつゝある。外國の爲替市場としては、從來倫敦、紐育、巴里、伯林、上海、孟買等を主たるものとしたが、大東亞戰爭及び歐羅巴戰爭の歸趨と共に、多大の變化を生ず可きは嗚々を要しない所である。

尙我國爲替市場に於ける爲替賣買は、依頼者と爲替銀行との直接取引によるものと、爲替ブローカー (Exchange Brokers) の仲介によるものがある。依頼者の主たるものは言ふまでもなく

貿易業者である。而して大體に於て、小口の爲替賣買は主として直接取引により、大貿易業者の大口の爲替賣買はブローカーを通ずるものが多い。仲介料 (Brokerage) は通例賣手が負擔し、料率は銀行間の取引又は銀行對商人の取引により或は又處により一樣ではないが、大體に於て十六分の一パーセント乃至六十四分の一パーセントである。

因に爲替なる語は爲替手形、爲替取引又は爲替相場等種々の意味に用ひられる事がある。

第二節 外國爲替發生の原因

外國爲替發生の原因は、國際間に生ずる貸借關係である。蓋し國際間に貸借を生ずる時は、支拂を爲さんとする者は外國爲替手形を需要し、支拂を受けんとする者は外國爲替手形を供給するからである。而して更に國際貸借 (International Indebtedness) の發生原因たるものは、貿易上の收支勘定を第一とし、貿易外の收支勘定を第二とする。貿易外の收支勘定は所謂目に見えない收支勘定にして、外債の募集、償還及び利拂、外國債の内地募集、償還及び利拂、有價證券の賣却又は購入、海外投資及び其の回收、外國の内地投資及び其の回收、政府の海外收入及び支出、運賃、保険料及び手数料の收入又は支出、邦人の海外消費及び外人の内地消費、移民の送金等を包含する。

今國際貿易が如何にして國際貸借を生じ、従つて外國爲替發生の原因となるかを具體的に説明すれば次の如くである。横濱の甲が桑港の乙宛に生糸一萬弗を輸出する時は、甲は乙に對して一萬弗の債權を獲得する。甲は此の債權を履行する手段として乙宛に額面一萬弗の爲替手形を振出し、之を横濱正金銀行に賣却する。然るに手形金額の表示は弗貨なるを以て、必然的に貨幣換算の問題を生ずる。よつて爲替相場を假りに二十五弗とすれば、甲は横濱正金銀行より金四萬圓を受取る事となる。横濱正金銀行は該手形を同行桑港支店に送付し、乙より一萬弗を取立てる。爲替買入は弗貨を圓貨に換算する横濱に於て行はるゝ事絮説の要はない。或は斯かる際乙より輸入代金一萬弗を甲に送金しても可い。然る時は送金手形は弗貨を以て表示せられ、爲替相場を右同様とすれば、横濱正金銀行桑港支店は、乙より一萬弗を受入れて額面一萬弗の送金手形を乙に交付し、乙は之を甲に郵送する。甲は手形引換に横濱正金銀行より金四萬圓を受取る事となる。従つて此の場合に於ても、爲替買入は横濱に於て行はるゝものである。次に右と異り、甲の振出す爲替手形又は乙が送付する送金手形が、圓貨を以て表示せらるゝ事がある。此の場合に於ては、爲替買入は横濱に於て行はれずして桑港に於て行はれる。何れにするも横濱又は桑港の何れかに於て爲替換算の問題を生ずる。國際貿易は斯くの如くして國際貸借を生じ、又従つて外國爲替發

生の原因となる。

右は輸出貿易の場合を例としたのであるが、其の他の場合に就ては別段の説明を加へずとも、右により類推し得る事と考へるので説明を省略する。但し次の如き場合は聊か事情を異にする爲め、一言解説を加へる。(一)爲替の出合を求める爲めに新らしい爲替の賣買を行ふ事がある。例へば銀行が送金爲替を多額賣却する時は、被仕向店に於て多額の支拂資金を要する。そこで仕向店に於ては新たに手形を買入れて被仕向店に送付し、其の取立金を以て被仕向送金の支拂資金に充當せしめる如き是である。(二)外國資金を利用する爲めに振出す金融手形も新らしい爲替買入を生ずる。例へば東京のA銀行が紐育の低利資金を利用する場合を假定する。A銀行は豫め紐育のB銀行と協定して、A銀行振出の手形を一定限度まで引受けて貰ふ事の承諾を得て置く。然る後A銀行はB銀行宛に弗貨爲替手形を振出し、之を東京爲替市場に於て賣却して所要資金を入手する。而して此の場合東京のC銀行を手形の買手とする。然る時は、C銀行は該手形をC銀行紐育支店に送付してB銀行の引受をとり、直ちに紐育割引市場に於て賣却する。斯くて期日に至つてB銀行は手形所持人に券面金額を支拂ふ。一方支拂資金は、期日の前日までにA銀行よりB銀行宛に送金すると言ふ仕組である。右の例に於て新たに爲替買入を生ずるのは、A銀行がC銀行に手形を

賣却する場合、及び後日A銀行が決済資金をB銀行に送付する場合である。而して右一聯の爲替取引に於て、A銀行は紐育の低利資金を利用し、C銀行は確實なる放資又は資金移動の目的を達し、B銀行は自己資金を使用せずして引受手数料を收得する利益がある。尙A銀行紐育支店が紐育に於て、協定によつて弗貨爲替手形を振出してB銀行の引受を求め、之を紐育割引市場に於て賣却し、よつて得たる手取金を内地又は第三國に送金して利用する方法も可能である。此の場合に於ても、送金の際及び返金の際に爲替買賣を生ずる事多言を要しないであらう。

第三節 外國爲替手形の種類

外國爲替手形は種々の觀點より分類する事が出来る。

一、期限の長短によつて分類すれば電信爲替、參着拂爲替(又は一覽拂手形)、定期拂爲替の三種とする。電信爲替 (Telegraphic Transfer T/T) は外國電報を利用するものであつて、内國爲替の電信送金に相當する。電信爲替は所謂手形を使用するものではなく、従つて之を外國爲替手形中に包含さす事は、便宜上の理由に基づく。參着拂爲替 (Demand Draft D/D) は手形が名宛地に到着次第支拂人に呈示して支拂を受けるもので、内國爲替の普通送金に相當する。貿易手形、

代金取立手形の一部は參着拂である。但し參着拂爲替と雖も内地間の送金と異り、資金の受入より支拂まで多大の日數がある。蓋し遠隔の他國に送付するには多大の郵便日數 (mail days) を要するからである。定期拂爲替 (Bill of Term) には、振出の日附後一定の期間經過して支拂はれるもの、始めより満期日を指定するもの等種々あるも、一覽後一定の期間を経て支拂はれる形式のものが多い。貿易手形の大部分は此の定期拂爲替である。期間は商品の種類、距離の遠近、慣例其の他の事情によつて一様ではなく、短きは數日、長きは數箇月に及ぶ。一覽後三十日又は六十日の期間を有するものが最も多いやうである。尙銀行が輸出手形を買取るに當り、定期拂手形は參着拂手形よりも期間が長い丈けに手形の價格は安い。蓋し其の期間に對する利息を控除するからである。従つて同じ定期拂爲替に於ては、期間の長いもの程手形の價格は廉い。尙又期間が長ければ、それ丈け不渡の危険が多い事も考慮さるゝからである。

二、信用の程度によつて分類すれば銀行手形 (Bank Bill)、商業手形 (Trade Bill)、荷爲替手形 (Documentary Bill) 及び融通手形 (Accommodation Bill) を其の主なるものとする。銀行手形は銀行が手形當事者たるものにして、手形中最も信用あるものである。振出人、名宛人共に銀行たるものを典型的形式とする。商業手形及び荷爲替手形に就ては既に述べたる所なるを以て再説

の煩を避ける。融通手形は商品の賣買を伴はず、單に資金の融通又は爲替投機等の爲め振出されるものである。爲替銀行が爲替尻の調節又は海外の低利資金利用の爲めに振出したものなる時は必ずしも危険なものではないが、一般商人又は爲替投機師の振出したものは危険多く、従つて信用も充分ではない。尙以上諸手形中最も多いのは荷爲替手形にして、所謂貿易手形の大部分は實質上荷爲替手形に屬する。

三、手形の額面表示が如何なる貨幣を以て爲さるゝかによつて圓手形、磅手形、弗手形等に分類する。又自國貨幣を以て表示せられたものを邦貨手形、外國貨幣を以て表示せられたものを外貨手形と言ふ。我國輸入手形には、邦貨を以て表示せらるゝものと、外貨を以て表示せらるゝものとがあり、從來英米方面よりの輸入手形は外貨を以て表示せられ、南洋方面よりの輸入手形は圓貨を以て表示せらるゝを通例とした。右は經濟力の強弱或は慣習等に基くものであるが、輸入手形が外貨を以て表示せらるゝ事は、爲替相場變動の危険を輸入業者が負擔する事を意味するものである。従つて輸出業者は、爲替相場變動の危険を免るゝ事となる。次に我國輸出手形に在つては、英米方面向けは外貨手形多く、支那、南洋方面向けは邦貨手形を普通とした。従つて英米方面向け手形に在つては、我輸出商人が爲替危険を負擔し、支那南洋方面向け手形に在つては、

先方の輸入商人が爲替危険を負擔した譯である。

尙貿易手形が輸出地の貨幣を以て表示せらるゝ時は、手形支拂人は手形決済の際、手形の振出日より支拂日に至るまでの利子を併せ支拂ふ。蓋し此の種手形に在つては、額面金額は輸出地の通貨を以て表示せらるゝ爲め、輸出地に於ては爲替賣買を生ぜず、従つて割引料其の他を包含する所謂爲替換算を行はず、銀行は輸出業者より額面金額を以て買入れるものにして、且つ別に割引料も徴收しないからである。因に利率は手形買入の際決定せらるゝも、其の基準を爲すものは主として支拂地の金利である。其の理由は、手形所持人が期日前に割引を求めんとする時は、支拂地に於て支拂地の金利に従つて行ふ外はない事に基因する。此の種手形を利附(爲替)手形 (Interest Bill)と言ふ。尙利附手形決済の際は、其の時の電信賣爲替相場で換算する。此の相場をアクセプタンス・レート (Acceptance Rate) と言ふ。尙又銀行が輸出業者より買取る手形にして、輸入地の貨幣を以て表示せらるゝものに對しても、別段割引料又は利子を徴收しないが、右は利子、手数料、爲替相場變動の危険に對する保険料等が凡て爲替相場中に包含されてゐる爲めである。

第四節 賣爲替、買爲替

外國爲替業務の主たるものは、賣爲替及び買爲替である。賣爲替とは外國通貨を引渡し、其の代金として自國通貨を受取る事を言ふ。買爲替は其の反對である。尙爲替の賣買は、一方の賣又は買は他方の買又は賣となるものであるが、爲替市場に在つては通例銀行を基準として賣又は買と呼ぶ。而して賣爲替には、輸入手形の賣却、外國向送金、外國貨幣の賣却及び銀行の自動的賣爲替等があり、買爲替には、輸出手形の買入、外國よりの被仕向送金の支拂及び銀行の自動的買爲替等がある。

借て銀行が右の如き賣爲替又は買爲替を爲す結果、賣又は買の何れか一方に偏する事がある。例へば時には送金手形の賣却に偏し、時には輸出手形の買取に偏する。之を片爲替と言ふ。斯かる場合、賣又は買の超過分を持高又は爲替持高と稱へる。賣持ちは賣超過であり、買持ちは買超過なる事更めて説くを要しないであらう。斯かる片爲替は、通例依頼者の要求に受動的に應ずる結果生ずるものにして、之が爲め銀行は金融上の調節力を失ひ、爲替相場變動上の危険負擔を大ならしめる。是に於て銀行は自ら進んで爲替市場に出動して出合を求め(之をカバー Cover する又はカバーを取ると言ふ)、以て持高の處分に努める事が必要である。

次に爲替取引にも一般商品又は株式と同様、現物取引と先物取引とがある。現物取引とは、賣買契約成立と同時に又は一定の短期間内に受渡を爲す可きものであり、先物取引とは、相手方の承諾を條件として受渡期を自由に選擇し得るものである。受渡期は商品又は株式と異なり、限月制なき爲め、種々の場合を生ずる。例へば三月限り、今年限り、四、五、六月中、七月中旬、八月十日、或は豫約日より六十日と定むるが如き是である。

爲替豫約 (Exchange Contract) とは、將來一定の時期に爲替賣買の起る可き事を豫想し、其の時期到達するや爲替賣買を爲す基準となる可き爲替相場其の他を、豫め契約する事を言ふ。豫約の内容を爲すものは通例金額、仕向地、爲替相場、受渡の時期、期間 (電信爲替、參着拂爲替、定期拂爲替の別) 等である。豫約は通常商人對銀行又は銀行對銀行間に行はれる。又豫約には賣豫約と買豫約とがある。例へば送金依頼の豫約は銀行の賣豫約 (依頼者の買豫約) にして、輸出手形買取依頼の豫約は銀行の買豫約 (輸出業者の賣豫約) である。元來爲替の豫約は、輸出入業者が爲替相場の變動から生ずる危険を銀行に轉嫁し、以て營業の堅實を圖る事を目的とする。是に於て、豫約に應じた銀行に於ても、現物又は先物に出合を求め、所謂賣埋め又は買埋めを爲す事が必要である。

爲替の豫約は元來右の如き趣旨に出づるものであるが、之を悪用して投機が行はれる事は注意

を要する。爲替投機は商品又は株式の投機と別段の變りはなく、主として先物取引によつて行はれる。即ち將來爲替相場が騰貴す可き事を豫想する者は買豫約を爲し、下落す可き事を豫想する者は賣豫約を爲し、後日轉賣買戻を爲して差額を利得せんとするものである。爲替投機は正貨を自由に輸出し得る時代に在つては殆んど行ふ餘地はないが、正貨の輸出が禁止せられ、特に社會不安、國際不安等の爲め爲替相場が常に浮動する時は、最もよく爲替投機の行はるゝ時である。乍併更めて説くまでもなく、爲替投機は爲替相場騰落の勢を激烈ならしめ、一般財界に甚大な惡影響を及ぼす。故に銀行は爲替豫約の申込に對しては實需か投機かを甄別し、投機と認む可きは之を拒絶し、又不安あるものに對しては充分の證據金を徴收する事が必要である。

第五節 爲替相場

爲替相場 (Exchange rate) とは、自國貨幣と外國貨幣との交換比率の事である。國際貸借を決済する爲めには正貨を現送する事もあるが、通例爲替を以て決済する。乍併貸借を決済す可き兩國は通常貨幣制度を異にする爲め、必然的に貨幣換算の問題を生ずる。而して貨幣換算を爲す爲めには、其の據る可き基準が無ければならない。斯かる基準を提供するものが即ち爲替相場である。

更に爲替相場決定の基準となるものは、兩國貨幣の價値の比較である。兩國が共に金本位國なりとすれば、各本位金貨に含まるゝ純金量の割合が爲替相場決定の基準となる。法定平價 (Mint par of exchange) とは、斯くの如き純金量の比較より來る兩國貨幣間の比價を言ふ。従つて法定平價は、金本位國相互間又は銀本位國相互間には存在するが、金本位國對銀本位國間には存在しない。蓋し比較は同一材料間に限るものにして、金及び銀の間に在つては、金銀比價の變動の爲め、一定不變の平價は存在し得ないからである。法定と言ふは、品位、量目が法定せらるゝが爲めである。尙法定平價を造幣比價又は鑄造比價とも言ふ。

今説明の便宜上平價切下げ前の日米間の法定平價及び日英間の法定平價を見るに次の如くである。我國貨幣法は純金二分を以て一圓と定め、米國に在つては純金二三、二二グレン (grain) を以て一弗、英國に在つては一二三、二七四四七グレンを以て一磅と規定してゐる。純金二分は一一、五七四二グレンに當る。尙磅貨に含まるゝ金の品位は二十二カラットなる爲め、一磅貨に含まるゝ純金グレンは、 $123.27447 \times \frac{22}{24} = 113.0016$ となる。よつて次の算式が成立する。

$$\begin{aligned} \text{¥ } 1.00 &= \frac{11.5742}{23.22} = \$0.49845 \text{ 又は } \$0.497/8 \end{aligned}$$

₤ 100.00 = \$ 49.845

₤ 1.00 = $\frac{11.5742}{113.0016}$ = £ 0.1024 又は 2/0 9/16

即ち圓と弗及び磅との法定比價を見るに、我が百圓の純金量は米弗四九、八四五となり、我が一圓の純金量は英磅〇、一〇二四即ち二志零片十六分の九となる。

金の兌換及び輸出が自由なる時は、爲替相場は法定平價を中心として騰落する。而して此の騰落を一定範囲内に制限するものが即ち正貨輸送點 (Specie point) である。即ち若し爲替相場が此の範囲を超えて騰落する時は、爲替によつて決済するよりも寧ろ正貨を現送するを有利とする。之を對米爲替に就て見るに、日本より米國へ百圓の金貨を輸送する爲めに運賃、荷造費、保険料、輸送中の金利等一切の費用として一圓即ち二分の一弗を要するものとすれば、日米爲替相場の變動は、法定平價四十九弗八分の七に、二分の一弗を加減したる五十弗八分の三及び四十九弗八分の三の間に限られる事となる。蓋し若し日米爲替相場が五十弗八分の三以上に騰貴する時は、米國より日本宛に爲替を以て送金するよりも、弗貨を現送して平價を以て圓貨に換へ、其の圓貨を以て決済するを有利とし、又四十九弗八分の三以下に下落したる時は、日本より米國宛に爲替を以て送金するよりも、圓貨を現送して平價を以て弗貨に換へ、其の弗貨を以て決済するを有利とす

るに至るからである。而して我國より見て、前の場合の相場を正貨輸入點 (Specie or gold importing point)、後の場合の相場を正貨輸出點 (Specie or gold exporting point) と言ふ。正貨輸送點とは此の兩者を總稱した語に外ならぬ。爲替相場は理論上は右の如く、法定平價を中心として正貨輸送點の範囲内に於て變動す可き筈のものである。乍併事實は近年各國共正貨の輸出を禁止して居り、従つて今日右の理論を適用する事は勿論不可能にして、爲替相場は大幅の浮動を繰返へした。よつて各國政府は種々の爲替管理の手段を講じ、以て爲替相場の安定を期してゐる。

爲替相場の建方には二種ある。一を外貨建相場又は受取勘定相場 (Receiving quotation) と言ひ、他を邦貨建相場又は支拂勘定相場 (Giving or paying quotation) と言ふ。前者は邦貨を標準として夫れに相當する外貨を表示するものである。例へば On London T/T 2/0 9/16 と言ふは、倫敦向電信爲替賣邦貨一圓に對し英貨二志零片十六分の九を受取る事を示し、On New York T/T 49 7/8 と言ふは、紐育向電信爲替賣邦貨百圓に對し米貨四十九弗八分の七を受取る事を示す。後者は外貨を標準として之に相當する邦貨を表示するものである。例へば On Argentine T/T 101.88 と言ふは、アルゼンチン向電信爲替百ペソを購入する爲めに邦貨百一圓八十錢を支拂ふ事を示し、泰國向 T/T 135.70 と言ふは、泰國向電信爲替百バートを購入する爲めに邦貨百

三十五圓七十錢を支拂ふ事を示す。

此處で注意す可きは爲替相場の騰落又は強弱なる語の意義にして、外貨建たると邦貨建たるとに論なく數字の大となる事を騰貴、小となる事を下落と言ふ。例へば紐育向相場が四十九弗八分の七より五十弗となるは騰貴であり、泰國向相場が百三十五圓七十錢より百四十圓となる事も騰貴である。此の場合邦貨百圓の弗換算額が四十九弗八分の七より五十弗となる事は、圓貨の價値の騰貴であるが、泰國貨百バーツの圓換算額が百三十五圓七十錢より百四十圓に増加した事は、泰國通貨より見れば價値の騰貴であるが、圓貨より見れば事實は却つて價値の下落した事を示すものである。爲替の強弱と言ふも同様にして、數字の増大せんとする傾向に在るを強、縮少せんとする傾向に在るを弱と言ふ。乍併爲替の有利 (favourable) 不利 (unfavourable) 又は順 (for) 逆 (against) と言ふ場合には通常の用法に従ふ。即ち有利又は順とは、爲替相場が自國貨幣に有利となつた事を表はす。従つて紐育向爲替に在つては騰貴を有利とし、泰國向爲替に在つては下落を有利とする。不利又は逆とは、爲替相場が自國貨幣に不利となつた事を表はす。従つて紐育向爲替に在つては下落を不利とし、泰國向爲替に在つては騰貴を不利とする。爲替相場の建方に今一つある。米國・加奈陀間或は英國・南阿聯邦間の如く、同一貨幣單位の行

はるゝ國家間に採用されてゐるもので、例へば米弗百弗を加奈陀弗百弗に交換するに當り、加奈陀弗が百弗を超える時は打歩相場 (Premium)、百弗に足りない時は割引相場 (Discount) と言ふ。此の建方は邦貨建の一種と見る可きものである。

次に爲替相場變動の程度を示す時にはポイント (Point. 刻み) なる語を使用する。普通貨幣單位の一定量を分數を以て示す。例へば次の如し。

英國	一圓に付	1/16	ベンス	(片)
獨逸	"	1/2	ベニツヒ	(布)
米國	百圓に付	1/8	ド・ル	(弗)
瓜哇	"	1/4	ギルダ	(盾)
印度	"	1/4	ルピー	(留)

第六節 爲替の裁定

爲替の裁定 (Arbitration of Exchange) とは、爲替相場の差異を利用して最も有利に爲替を取組む事である。而して斯かる裁定は、貸借關係のある兩國間に直接に行はるゝ場合と、第三國を経

由して行はるゝ場合とがある。前者を直接爲替の裁定 (Arbitration of direct exchange) (又は直接裁定)、後者を間接爲替の裁定 (Arbitration of indirect exchange) (又は間接裁定) と言ふ。例へば日本の輸入商人が米國の輸出商人より機械一萬弗を購入したる場合、輸入商人より輸出商人宛に一萬弗を送金する方法と、輸出商人が輸入商人宛に一萬弗を券面金額とする爲替手形を振出して輸出地に於ける爲替銀行に賣却し、爲替銀行は該手形を日本に送付して、輸入商人より券面金額を取立てる方法とがある。而して爲替相場の如何により或は前者を有利とし或は後者を有利とする。此の兩者を比較して、最も有利なる方法によつて爲替を取組む事が即ち直接爲替の裁定である。之に反して日米間の貸借を決済するに當り、第三國を經由して行ふ事を有利とする事がある。例へば右の實例に於て、日本の輸入商人が米國の輸出商人宛に直接一萬弗送金するよりも、英國を經由して送金するを有利とする場合がある。茲に日米、日英、英米の各爲替相場を次の如く假定する。

日米爲替相場 四十七弗五十仙
 日英 " 二志
 英米 " 四弗八十仙

然る時は米國宛直接一萬弗を送金する爲めには、

$$\begin{aligned}
 \$47.5 : \$10000 &= ¥100 : x \\
 x &= \frac{10000 \times 100}{47.5} = 21052.65 \\
 &= 21052.65 \\
 &= 21052.65 - ¥20833.33 = ¥119.32 \\
 &= ¥119.32
 \end{aligned}$$

二萬一千五十二圓六十五錢を必要とする。之に反して英國を經由して米國へ送金する時は、

$$\begin{aligned}
 \$4.8 : \$10000 &= £1 : x \\
 x &= \frac{10000 \times 240}{4.8} = 500000 \\
 &= 500000 \\
 &= 500000 - ¥20833.33 = ¥119.32 \\
 &= ¥119.32
 \end{aligned}$$

二萬八百三十三圓三十三錢にて足る事となり、従つて百十九圓三十二錢丈け有利となる。之が間接爲替の裁定である。因に日英米間に斯くの如き爲替相場を生ずるのは、例へば日本は米國に對して輸入超過、英國に對して輸出超過、又英國は米國に對して輸出超過なる場合であつて、斯かる際は通例日米爲替相場は下落し、日英爲替相場は騰貴し、同様に英米爲替相場も騰貴する。斯くの如き場合には、不利なる日米爲替相場によつて直接米國に送金するよりも、有利なる日英爲

替相場及び英米爲替相場を順次利用して米國へ送金するを有利とする事明かである。尙間接裁定に於ては、例へば日本より米國へ送金するに當り、英國を経由するも可く加奈陀を経由するも可く、或は濠洲及びアルゼンチンの二箇國を経由するも可い。直接裁定に在つては裁定の行はれる餘地比較的狭きに反し、間接裁定に在つては其の餘地頗る廣い。乍併間接裁定が三箇國に止まらずして四箇國以上にも互る時は、時差及び爲替の出合等の關係により却つて不利なる事多く、從つて實際上餘り使用されない。因に間接爲替の裁定に於て、第三國を一つ丈け經由するものを間接爲替の單一裁定 (Simple arbitration of exchange) 第三國を二つ以上經由するものを間接爲替の重複裁定 (Compound or complex arbitration of exchange) と言ふ。

次にクロスレート (Cross rate) とは cross する rate 即ち裁定する爲替相場を言ふ。換言すれば、相手國と第三國間の爲替相場である。前例に於て日本より米國に送金するに當り、英國を経由する時は、英米爲替相場が即ちクロスレートである。通例クロスレートと言へば、常に英米爲替相場を指すものゝ如くに解する向あるも、理論上は英米爲替相場と限る譯ではない。例へば日本より瓜哇へ送金するに當り孟買市場を経由する時は、印度瓜哇間の爲替相場がクロスレートである。唯々從來倫敦及び紐育は國際金融の二大中心市場であつた爲め、自然如何なる國の爲替銀

行も國際貸借決済資金を倫敦又は紐育に集中し、其處で對外貸借の出合を求むるを常とした。其の結果何れの國の爲替も英米の何れかに關聯を持つ事となり、從つて英米爲替をクロスレートとして利用する事最も多く、斯かる關係より、クロスレートと言へば常に英米爲替を指すかの如くに解せらるゝに至つたものである。

尙最後に一言附加す可きは、爲替の裁定は爲替相場を平準化する効果を有する事である。即ち各國間の爲替相場に大なる差異ある時は、爲替銀行、貿易業者、投機師等が爲替の裁定を爲す結果、各國間爲替相場の鞘が縮少して次第に平準化する効果を有する。斯かる平準作用は、株式及び一般商品の相場に於ても屢々見受ける所であつて、獨り爲替相場に限らるゝものではない。

第七節 爲替相場變動の原因

國際間に貸借關係を生ずる時は、一方に於ては爲替の需要者即ち爲替手形の購入を希望する者を生じ、他方に於ては爲替の供給者即ち爲替手形の賣却を希望する者を生ずる。而して爲替相場變動の直接の原因を爲すものは、斯かる爲替手形の需要と供給との關係である。例へば受取勘定に於て、爲替手形の供給が需要より多ければ手形の價格は下落し、爲替相場は騰貴する。此の事

は外國より支拂を受くる事多きを示すものである。之に反して供給が需要に及ばない時は、手形の價格は騰貴し、爲替相場は低落する。此の事は外國に對して支拂ふ事多きを示すものである。例へば出超期に於ては手形の供給多く、從つて手形の價格は下落し、爲替相場は強調を呈する。之に反して入超期に於ては手形の需要多く、從つて手形の價格は騰貴し、爲替相場は軟調を呈する。手形の需要供給の最大要素は言ふまでもなく輸出入貿易である。其の他貿易外の收支、金利、國際關係、社會不安、兌換停止、正貨の輸出禁止等も手形の需要供給に變化を與へ、從つて爲替相場騰落の原因となる。

尙金又は銀の兌換及び輸出が自由なる時は、爲替相場の變動は、正貨現送點によつて制限せらるゝ。事前述べの通りである。之に反して金又は銀の兌換及び輸出が禁止せられた國に在つては、爲替相場の變動には斯くの如き制限なく、特に低落の場合其の限度がない。蓋し金又は銀の兌換及び輸出が禁止された時は、正貨の現送によつて爲替相場低落を防止する事不可能だからである。例へば入超が無制限に繼續する時は、對外爲替相場は無制限に低落する可能性を生ずる。但し右は理論上斯かる場合があり得ると言ふに止まり、事實は必ずしも然うではない。何となれば、今日如何なる國に於ても高度の爲替管理手段を講じ、以て爲替相場の安定を圖つてゐるからである。

次に金本位國と銀本位國との間に在つては、爲替相場の騰落は、金本位國相互間に於けるよりも熾烈である。蓋し金本位國と銀本位國との間に在つては、爲替手形の需要供給の外、更に金銀比價の變動が介入するからである。右は爲替相場變動の一般的原因であるが、個別的には手形の良否、期限の長短等によつて爲替相場を異にする。

爲替相場變動の原因に就ては種々の學説があり、爲替論中に重要な位置を占めるものであるが、既に幾多の學者によつて検討が加へられてゐる所なるを以て、其の詳細は他書に譲り、此處では其の主なるもの二三の概要を記するに止める。

(一) 國際貸借説 (Theory of balance of international indebtedness) 爲替相場が爲替の需要

供給によつて定まるとの意見は、A. Smith, D. Ricardo, J. S. Mill 等によつて、既に祖述せられたのであるが、之を大成した者は英國のゴッシヒン (Goschen) (外國爲替理論 Theory of the Foreign Exchange) であつて、第一次世界大戰までは殆んど世界の通説となつてゐた。彼の意見を要約すれば、爲替相場は爲替市場に於ける需要供給の關係によつて決定される。而して需要供給を基礎づけるものは國際貸借であり、其の國際貸借の大部分は貿易に基くものであるが、所謂貿易外の收支も亦輕視してはならぬと爲すものである。方今一部では、本學説は自由通商時代に

在つては眞に妥當なるものと稱し得たが、第一次世界大戰後の經濟情勢は次第に變貌を呈して金本位停止相繼ぎ、爲替管理が行はるゝに至つて、本學説は必ずしも現實に即せざるものとなつたと爲す者あるも、爲替の需要供給が爲替相場變動の直接の原因たる事は、依然として眞理なりと稱して差支ない。次に述べる購買力平價説及び爲替心理説と雖も、國際貸借説を根底より否定するものではなく、却つて國際貸借説の上に立脚するものである。唯々今日に於ては、本學説の弱點とす可きは、谷口吉彦博士も指摘して居られる如く、國際貸借と國際收支とを同一視した點に在る（同博士著、外國爲替論一七四—一七五頁）。蓋し當時に在つては、兩者を同一視した事は強ち不自然ではなかつたが、今日に於ては、國際貸借を其の儘國際收支と見るを得ない情勢に在るからである。

(二) 購買力平價説 (Theory of purchasing power parity) 第一次世界大戰後、通貨は増發せられ物價は騰貴し、經濟情勢は戰前とは全く異なる相貌を呈した。斯くして爲替相場も亦烈しく變動し、新らしい爲替理論を以てするに非ざれば到底説明し得ざる如き情勢となつた。是に於て國際貸借説に代るものとして、スエーデンの碩學グスタフ・カッセル (Gustav Cassel) 教授によつて提唱せられたのが本學説である。彼に従へば、二國間の爲替相場は、各國貨幣の有する對內的購

買力の比率によつて定まる。之を反面より言へば、二國間の物價の比率によつて定まる。甲國に於ける通貨が膨脹し、従つて其の購買力が低下すれば、乙國に於ける甲國貨幣の價値は同じ割合を以て低下する。反對に乙國の通貨膨脹し、従つて其の購買力が低下すれば、乙國に於ける甲國貨幣の價値は騰貴するであらう。是に於て甲乙兩國共に通貨が膨脹する時は、新爲替相場は舊爲替相場に、甲乙兩國の通貨膨脹率の商を乗する事によつて知る事が出来る。例へば甲國の通貨量が一〇〇より三〇〇に膨脹し、乙國の通貨量が一〇〇より二〇〇に膨脹したる時は、乙國に於ける甲國貨幣の價値は、それまでの價値の三分の二に低落する事となる。

$$\text{新爲替相場} = \text{舊爲替相場} \times \frac{200}{300} = \frac{2}{3} \quad (\text{舊爲替相場を1とする。})$$

即ち新爲替相場は舊爲替相場の三分の二となる。唯々一時的には、右の方法によつて計算せられた新爲替相場と異なる爲替相場を示す事もあるであらうが、結局は右新爲替相場に歸着する。此の新らしい爲替相場は、兩國の通貨の相異なる購買力の比によつて定まるものなるが故に、購買力平價と言ふ。之が購買力平價説の概要である。

偕てカッセル教授の言へる如く、物價が爲替相場を決定する事は事實である。例へば一般的に言へば、物價が騰貴すれば輸入が増加して輸出が減少する。其の結果爲替の需要が供給に超過し

て爲替相場は低落する（受取勘定の場合である。以下同様）。又物價が下落すれば輸出が増加して輸入が減少する。其の結果爲替の供給が需要に超過して爲替相場は騰貴する。乍併之とは反對に爲替相場が物價を決定する場合もある。例へば爲替相場が騰貴すれば、輸入が増加して輸出が減少し、輸入品のコスト安が一般物價の低下を招來する。又爲替相場が下落すれば、輸出が増加して輸入が減少し、輸入品のコスト高が一般物價の騰貴を招來する事もある。従つて爲替相場と物價との關係は、之を一概に論ずる事不可能である。更に又本學説は、物價指數を以て貨幣購買力決定の基礎と爲すものであるが、今日の處、物價指數の算出方法自體が完全なものではないとの理由に基く反對論も、一部では行はれてゐる。尤も之に對してはカッセル教授自身も、物價騰貴は各國に於て凡ての商品に同程度に影響を及ぼす事を前提としてゐるのであるが、斯くの如きは、現實を離れた抽象論に墮するものなりとの非難もあり得るであらう。乍併本學説が、第一次世界大戰後の通貨増發、物價騰貴に基因する爲替動搖時代の爲替理論を説明した功績は、之を没する事は出来ない。

(三) 爲替心理説 (Théorie psychologique du change) 本學説も亦第一次世界大戰後の爲替動搖時代の所産にして、巴里大學教授アフタリオン氏 (Albert Afalion) 等の主張したものである。

アフタリオン氏によれば、從來の爲替理論例へば國際貸借説の如きは、國際貸借の數量を重視するも、爲替變動の質的要因を閑却して居り、且つ量的要因に於ても資本移動の數量を包含しない點に其の缺陷がある。又購買力平價説の如きは、單に質的要因中の購買力のみを採り上げてゐるに過ぎない點に其の弱點がある。正しい爲替理論は、量的要因及び質的要因の兩者を併せ採り入れたものでなければならぬ。然らば何を以て量的要因及び質的要因と爲すか。前者に在つては國際貸借及び資本移動を其の主なるものとし、後者に在つては外國貨幣に對する需要、豫算及び國庫状態、財政々策、爲替政策並に以上の諸要因に對する豫測、更に斯かる豫測に胚胎する爲替投機を其の主なるものとする。なる程日常の爲替相場は、需要供給の數量によつて決定される事は之を認めるが、それは單に機械的に需要供給の數量によつて定められるものではなく、一定の價格に於ける需要供給の數量により、個人的評價に従つて心理的に定められるものである。従つて需要供給の數量は一樣であつても、爲替相場に與へる影響は必ずしも一樣ではない。乃ち爲替相場を決定する最後のものは、個人的評價にして心理的のものであると主張するのである。本學説に對しては一部では、果して量的要因と質的要因とを明確に區別し得るや否や、或は本學説も結局心理説的なる需要供給説に歸着するものではないか等の批評があり、其の限りに於ては筆者も

同感を禁じ得ないのであるが、唯々一面に於ては、第一次世界大戦後資本の移動或は爲替投機等が旺盛となつた事實を指摘し、其の看過す可からざる事を主張した事は、本學說の功績と言ふ可きであらう。

第八節 信用状

信用状 (Letter of credit) とは、銀行が輸入業者又は旅行者の爲めに、一定期間内一定条件下に特定の輸出業者又は旅行者が振出した手形の引受及び支拂を保證し、以て其の手形の買取を特定又は不特定の銀行に依頼した書状である。

信用状は其の目的により二種に大別する。一を荷爲替信用状 (Documentary letter of credit or documentary credit)、他を旅行信用状 (Traveller's letter of credit or traveller's credit) と云ふ。左に順次之が解説を爲すであらう。

輸入業者が著名の商人なる時は、輸出業者は安んじて注文品を積出し得るも、貿易は通例遠隔の他國との間に行はるゝ爲め、輸出業者に於て輸入業者の信用状態を知悉せざる事多く、従つて荷爲替が輸入地に到達した場合、果して輸入業者の引受及び支拂を徵求し得るや否や不明なる事

が多い。従つて斯かる荷爲替を輸出地に於て賣却するに困難を感ず可く、又假りに賣却し得るとするも、其の相場不利なるを免れない。是に於て輸入地の爲替銀行が輸入商に信用を與へて信用状を發行し、以て輸出業者が其の信用状に基づいて、一定期間内に於て、一定の條件を具備する手形を該爲替銀行宛に振出した時は、銀行は間違ひなく之が引受及び支拂を爲す可き旨宣言する時は、輸出業者は輸入業者の信用如何に拘らず、安んじて商品を積出し得るのみならず、同時に賣手形を振出し、之に船荷證券、保險證券、送状等を添附して輸出地の銀行に容易に且つ有利に賣却する事が可能となる。蓋し銀行が信用状を發行し、夫れに基づいて振出された手形を必ず引受及び支拂を爲す可き旨宣言した以上は、該手形は所謂銀行手形となり、最高級の資格を具備するに至るからである。又輸出業者が安んじて商品を積出し得るならば、自然商品の價格も低廉となる可く、此の事は輸入業者にとつても有利なる事實を要しない。又輸出地の銀行が斯かる手形買取に際し、輸出業者に有利な相場を與へ得る所以は、此の種手形は支拂上の懸念なきのみならず、輸入地の割引市場にて容易に再割に付し得るからである。

右は荷爲替信用状の一般的形式であるが、時には荷物を添附しない手形所謂 clean bill の振出を許容する事がある。之をクリーン信用状 (Clean letter of credit or clean credit) と云ふ。船荷

證券が輸出業者より輸入業者に直送せらるゝ如き場合に行はるゝのであるが、斯くの如きは投機に濫用せらるゝ惧れあるを以て、銀行は嚴重な注意を要する。尙荷爲替信用狀及びクリーン信用狀を商業信用狀(Commercial letter of credit)と稱する事がある。蓋し商業上の目的の爲めに使用せらるゝ謂に外ならぬ。

荷爲替信用狀を更に Confirmed credit 及び unconfirmed credit に、或は irrevocable credit 及び revocable credit に區別する。Confirmed credit とは、銀行が一旦信用狀を發行した以上は、其の有効期間中は猥りに之を取消し得ざるものと言ひ、unconfirmed credit とは、之に反して任意に取消し得るのみならず、更に銀行は信用狀に基づいて振出された手形の引受及び支拂に付き何等の責任を負はず、單に輸入業者を紹介するに過ぎないものと言ふ。従つて此の種信用狀を、嚴格なる意義に於ける信用狀と稱する事には、疑義ありとしなければならぬ。又スバルディング氏 (Spalding, Bankers' Credit, p. 45) の如きも、斯くの如きは一片の通知に過ぎずと爲してゐる。irrevocable credit は、信用狀の有効期間中は、當事者凡ての同意ある場合の外取消し得ざるものであり、revocable credit は、發行銀行に於て自由に取消し得るものである。従つて irrevocable credit は實質に於ては、大體 confirmed credit と同様と見て差支ない。又我國獨特のもの

に信用指圖書 (letter of instruction) なるものがある。其の特徴は手形買取店を發行銀行の支店に限定した點に存する。本指圖書にも其の性質 unconfirmed たるもの及び confirmed たるものがある。米國に之と類似のものがある。Authority to purchase と言ふ。

尙信用狀は種々の觀點より分類せられ、國によつて異なるは勿論、我國内に於ても銀行によつて分類を異にする。従つて其の一々に就て解説する事は、勞多くして効少なき事と信ずる。唯々何れの信用狀も、貿易上の便宜を圖る目的に出づるものなる事を了知すれば足る。因に輸入業者が斯かる信用狀の發行を銀行に依頼するには、通常擔保を提供するか又は保證人を立てる事を必要とし、且つ通例手形振出人、手形支拂人、信用狀の期限、手形の期限、金額、添附書類等に就て協定しなければならぬ。

次に旅行信用狀とは、海外に旅行せんとする者が本國に基金を預託して置き、海外の旅行先に於て、旅費を必要とする限度内に於て、其の都度手形を振出して賣却し、以て用を辨するものである。始めより多額の旅費を携帯する事の不便と危険とを避けんとする趣旨に出づるものなる事言ふを俟たぬ。尙之を巡回信用狀 (Circular letter of credit) とも言ふ。其の實質は clean credit である。

信用狀の起源に就ては必ずしも明瞭ではないが、十九世紀英國に於て案出せられた形式が大陸諸國、米國及び東洋方面に順次移植せられ、爾來各國獨特の發達を爲したものと如く、其の結果は現に見る如く各國間の不統一を招來したるものと思はれる。乍併信用狀は國際貿易に關聯するものが故に、小切手統一法の如く、各國協定して統一する事が望ましい。

第十一章 爲替管理

第一節 爲替管理の意義

前にも述べた如く、金の兌換及び輸出が自由なる時は、爲替相場は法定平價を中心として騰落するが、其の範圍は正貨輸送點によつて自ら制限される。蓋し若し此の範圍を超えて騰落する時は、爲替によつて決済するよりも正貨の現送によつて決済するを有利とするからである。斯かる時代に在つては爲替相場の大變動なく、従つて爲替管理として特に論ず可きものもない。然るに金輸出禁止下に在つては、金本位制の自動的調節作用が喪失せらるゝ結果、爲替相場は大幅に浮動し、單に理論上より言へば、爲替相場の變動には限界が存し得ない事となるのである。従つて爲替相場を單に需要供給の關係の下に放置するならば、需給が均衡を得る事は比較的稀なるを以て、爲替相場は安定を缺く事多く、且つ其の騰落は底止する所なきに至るであらう。斯くては一面爲替投機の跳梁を惹起する事にもなる。若し斯かる状態が繼續するに於ては、國際收支の悪化、資本の逃避等幾多の甚大なる悪影響を齎らすに至る。是に於て、人爲的政策を以て如上の弊害を防止する事が必要となる。爲替管理の行はるゝ理由は此處に在る。

爲替管理 (Exchange Management) とは、爲替相場の安定、國際收支の均衡、資本逃避の防止等を目的として、外國爲替取引の自由に制限を加へる事を言ふ。爲替相場が安定を缺く事は、それが如何なる原因に基づくにせよ、一般經濟界に對して多大の悪影響を與ふるものである。蓋し爲替相場が常に變動するに於ては、輸出入業者の採算の基礎を常に動搖せしむるからである。又例へば、爲替相場の低落は、多額の外債を有する者の元利支拂の負擔を加重せしめ、爲替相場の騰貴は、輸出を困難ならしめる。故に爲替相場を安定せしむる事の必要なるは多言を要しない。國際收支の均衡を維持する事も亦極めて重要にして、入超等の爲め多額の支拂超過を生じた時は、金を現送するか、或は外債を募集して、其の手取金を以て決済する外はない。乍併、金の保有にも外債の募集にも自ら限度あるを免れぬ。次に一國の政治、經濟、社會等の不安を惹起する時は、資金は其の安全性を脅かさるゝ結果、海外に逃避せんとするに至る。それは單に外國資本が回収せらるゝに止まらずして、其の國自身の資本までが海外に逃避するに至る。而して資本の逃避はそれだけ國內資本の涸渴を來たし、一國經濟界を萎縮せしめる。資本逃避を防止する事の必要なるは喁々を要しない所である。斯くの如き場合、金利政策の如きを以てしては、資本の逃避を防止する事は到底不可能である。是に於て國家は、爲替相場の安定を圖り、國際收支の均衡

を維持し、資本の逃避を防止する爲めに、爲替買賣の制限又は集中、外國有價證券の購入禁止又は制限、海外支拂の禁止又は制限、その他種々の手段によつて干涉する。乍併干涉の程度及び範圍は固より一様でない。特に近年は、各國共國際情勢の急進展に即應して各種の爲替管理を實行し、此の事は又一面に於て、他國の一層高度の報復的爲替管理を喚起する原因となり、斯くして相互的に漸次より高度の管理手段を講ぜんとする傾向に在る。而かも其の制度並に關係法規は、朝令暮改實に夥しき數に上り、其の一々に就て解説する事は到底其の煩に堪へざる所である。

爲替管理が比較的明確なる形態をとつたのは、一九三一年(昭和六年)九月二十一日英國が遂に金本位制を停止し、各國之に追隨して爲替管理が世界的風潮となつて以來の事である。即ち具體的には、爲替清算制度及び爲替平衡資金制度確立以後に屬する。よつて先づ爲替清算制度及び爲替平衡資金制度を説き、次に爾餘の制度に及ぶ事とする。爲替清算制度は爲替平衡資金制度に先だつて行はれたものであるが、窮屈化した爲替買賣の弊を避けんとする消極的意圖に出づるものである。之に反して爲替平衡資金制度は、進んで爲替相場の變動を安定せしめんとする積極的意圖を有するものである。又我國に於ける爲替管理は、資本逃避防止法に始まり、外國爲替管理法に於て完成したものと見る事が出来る。近年は種々の管理制度が實施されたが、其の根幹を爲す

ものは外國爲替管理法である。尙更めて断はるまでもなく爲替管理は、本論述ぶる所を以て盡くするものではない。例へば金政策 (Gold Policy)、封鎖勘定 (Blocked Account)、金資金特別會計、の如きも其の一環を爲すものである。又直接爲替管理を目的とするものではないが、國際收支の均衡維持に資する意味に於て關聯を持つものに、輸出信用補償 (Export Credit Guarantee)、外國爲替基金勘定、爲替資金の集中等あるも、餘りに冗長となる爲め之を割愛する。

第二節 爲替清算制度

爲替清算制度 (Exchange Clearing System) とは、兩國間の貸借を、爲替の賣買又は金の現送に依らずして、各自國通貨を以て相手國に對する輸入と輸出とを相互に決済する事を云ふ。例へば甲國のAが乙國のDに商品を輸出し、乙國のCが甲國のBに商品を輸出したと假定する。此の場合Bが輸入代金を爲替によつてCに送付する代りに、甲國內に於て甲國通貨を以てAに交付して決済し、同様にDが輸入代金を爲替を以てAに送付する代りに、乙國內に於て乙國通貨を以てCに交付して決済するならば、國際間に資金を移動せしむる事なくして、甲乙二國間の貸借關係が決済さるゝ事となる。但し此の場合BがAを發見し、DがCを發見する事は、實際問題として

容易ではない。是に於て中央銀行又は別箇の特設機關が、清算の衝に當る。具體的には、輸入商は輸入國の中央銀行に於ける輸出國名義の特別勘定に、自國通貨を以て輸入代金を拂込み、輸入國の中央銀行は輸出國の中央銀行に此の旨通知する。輸出國中央銀行は之に基づいて、輸出商に輸出代金を自國通貨を以て支拂ふ。各中央銀行は特別勘定を設けて、帳簿上自國の輸入と輸出とを振替決済する。尙輸入價格が輸出國通貨又は第三國通貨を以て表示せられた時は、爲替換算の問題を生ずるが、斯かる場合は豫め協定された率に従ふを普通とする。以上が爲替清算制度の大要である。

本制度は、一九三一年七月壞太利最大の銀行たるクレディット・アンシユタルトの破綻を契機とする歐羅巴の金融恐慌に由來する。即ち各國は金融不安に怖えて國際短期資金を引上げた爲め、債務國の金準備及び外貨資金は急減し、通貨制度の動搖を惹起した。よつて各國は之に備へて相次いで爲替管理を實行し、資本逃避の防止、外國資金の引上阻止等に努めた。然るに爲替管理の強化は、爲替の賣買又は金の現送によつて國際貸借を決済する事を、頗る窮屈ならしめた。是に於て窮狀打開の爲め本制度が案出せらるゝに至つたのである。而して本制度を最初に實行に移したのは、同年十一月の瑞西洪牙利間の爲替清算協定 (Exchange Clearing Agreement) である。

其の後本協定は、歐羅巴諸國間に急速に傳播した。乍併本制度は、一面に於て種々の難點あるを免るゝ事が出来なかつた。例へば兩國間の貿易が大體均衡を保つ時は、最も有効に本制度を利用し得るも、然らざる時は、出超國が輸出超過分を入超國に貸付くるか、或は輸出額を輸入額と同程度に減する外はない事となる。然るに此の兩者の何れを選ぶとも、本制度の趣旨に反する事明瞭である。爲替清算協定が輸出超過國にとつて不利なりとせらるゝ所以も此處に在る。此の事は協定國に對する出超代金を、協定外の第三國の貿易尻決済の爲めに流用し得ざる事に基づくものであり、研究の餘地ありと言はねばならぬ。又輸入は爲替清算協定國間に在つては、外貨資金を消費せずして爲し得るに反し、非協定國間に在つては、外貨資金を消費するに非ざれば爲し得ない。其の結果、同一商品を非協定國より廉價に輸入し得るに拘らず、外貨資金の消費を避くる爲め、協定國より高價に輸入する如き場合を生ずる。斯くて一時急速に各國間に傳播したる本制度も、其の後に至り廢止の運命に遭遇したるものも相當あつたものゝ如くである。尙本制度は、我國では行はれて居らぬ。

第三節 爲替平衡資金

爲替平衡資金 (Exchange Equalization Fund) とは、國內産業を、爲替相場の不當なる一時的或は季節的變動の危険より保護する爲め、一定の資金を以て、爲替相場を一定の水準に安定せしむる事を目的として、爲替操作を爲す事を言ふ。本制度は英國に於て創始せられ、一九三二年六月十六日「爲替平衡資金設置に關する一九三二年財政法」を公布し、一億七千五百萬磅の爲替平衡資金を、大藏省の管理下に置いた事が其の濫觴である。即ち英蘭銀行をして爲替相場を安定せしむる爲めに爲替買買を行はしめ、損害を生じたる時は平衡資金を以て補填し、利益を生じたる時は平衡資金勘定 (Exchange Equalization Account) に繰入れしむるものである。爾來該資金の運用によつて、磅爲替の不當なる動搖が防止せられた。一九三三年五月、該資金は二億磅を増額して三億七千五百萬磅となつた。アメリカ合衆國では、一九三四年一月の平價切下によつて生じた政府の利益中二十億弗を以て、同年四月爲替安定資金 (Exchange Stabilization Fund) を設置し、之を資金として聯邦準備銀行をして爲替相場の安定に當らしめた。

借て、右に述べた如く本制度は、爲替相場が一時的に或は季節的に暴騰又は暴落を演じたる場合、爲替平衡資金を以て、直ちに爲替を或は賣向ひ或は買向つて、騰落を一時的に阻止せんとするものである。例へば磅が弗に對して一時的に暴騰した時は、磅を賣る事によつて其の騰勢を緩

和する事が出来る。而して斯かる操作の反面、必然的に弗資金を獲得する。此の弗資金は後日磅が下落したる時、弗賣却の資金となるのである。乍併爲替平衡資金は、爲替相場を單に一時的或は季節的の暴騰暴落より保護するに過ぎずして、暴騰暴落が實勢の反映なる時は、之を阻止する事不可能である。且つ又爲替平衡資金の機能を有効に發揮せしむる爲めには巨額の平衡資金を必要とする。充分なる資金を有せずして爲替相場の平衡を企圖せんとする時は、却つて爲替投機の乗する所となるのみである。然るに國家の政策は或る場合に於ては、充分なる爲替資金を有せずして、而かも爲替相場をして實勢を遊離したる位置に安定せしむる事を必要とする。斯くの如き場合には、爲替平衡資金を以てしては到底目的を達成し得ざる事明白である。加之爲替平衡資金制度に在つては、例へば磅が弗に對して不當に暴落したる時は、英國は弗を賣る事によつて磅の暴落を阻止するものであるが、斯かる際若し英國が賣る可き弗資金を有しない時は、先づ金を米國に現送して弗資金を獲得しなければならぬ。乍併米國が斯くして一旦輸入せられた金を、其の後爲替が平調に復した後に於ても、英國に對して輸出する事を肯じないならば、英國に取つては一度現送された金は再び利用し得ざる事となり、延いては爲替平衡資金の威力が大いに減殺される結果となる。故に斯くの如き場合には、英米間に金の自由賣買及び自由輸出入を協定する事に

よつてのみ、爲替平衡資金制度が其の機能を發揮し得るものである。かの一九三六年十月英米佛間に締結せられたる金の自由輸出を承認する協定の如きは、斯かる趣旨に出づるものである。乍併現下の國際情勢に於ては、斯かる協定を期待する事は困難である。従つて本制度は爲替管理の現段階に在つては、最早大なる効果を期待し得ない實情に在る。

尙我國に於ても昭和十二年頃、爲替平衡資金設定の機運があり、大藏省に於ても考究したるもの如くであつた。當時の爲替政策の中心は對英一志二片堅持に在つた。然るに輸入爲替許可制に關する省令（昭和十二年一月八日附大藏省令第一號を指す。外國爲替管理法の節に掲出）は、貿易業者の輸入限度を定め、且つ此の限度が各月に割當てられたる爲め、商品の値頃の如何によつては、早急に買付を要する場合にも、爲替獲得の限度を超える事が許されない結果、商機を逸したる事多く、従つて結局に於て輸入コスト高を招來した。是に於て輸入高を各月に割當てる事を緩和する事、而して其の爲めに輸入爲替の需要が一時に輻輳する時は、爲替相場を一時的に低落せしむる危険あるを以て、爲替平衡資金を設定する事によつて、斯かる爲替相場の一時的低落を阻止する事が要望せられたのである。從來我國は大體に於て上半季を入超期、下半季を出超期とした。従つて爲替平衡資金を以て上半季の輸入爲替に備へ、下半季の出超によつて之をカバー

し、之が資金は日銀の正貨準備の一部を以て充當せんとするの案は、必ずしも不當なるものではなかつた。乍併當時英米佛諸國が多額の爲替平衡資金を有したるに反し、日銀正貨準備中爲替平衡資金に割き得る額が少なかる可き事が一部に於て危懼せられたる爲めか、本制度は結局我國に於ては實現を見るに至らなかつた。

第四節 資本逃避防止法

我國爲替管理は、昭和七年六月三十日法律第十七號を以て公布されたる資本逃避防止法を以て嚆矢とする。本法は全文六箇條より成るが、其の目的は第一條によつて示されてゐる。即ち次の如し。

「政府ハ内外ノ情勢ニ依リ資本ノ内外移動ヲ取締ル爲必要ト認ムルトキハ命令ヲ以テ外國通貨及外國爲替ノ賣買、外國ニ對スル送金、外國通貨ヲ以テスル預金取引及貸借、外國通貨表示ノ證券其ノ他ノ債權ノ賣買及輸入並ニ外國居住者ニ對シ信用ヲ與フル行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」

本法制定の直接の動機となつたものは、所謂圓賣弗買防止に在つたと言はるゝのであるが、本法の目的は法律の名稱が示す如く、國內資本が國外へ逃避流出するを取締る事に在つた。然るに輸出入貿易は、假令其の目的が思惑に在らうとも、取締の埒外に置かれた爲め、無爲替輸出即ち物の形態による資本の逃避と云ふ合法的脱法行爲が行はれた。又證券の輸出を抑壓す可き條項を缺いた事は、證券の輸出による資本の逃避を取締る事を不可能ならしめた。更に又貿易業者或は爲替投機師等の爲替先物豫約による爲替投機も跡を絶たず、且つ一方爲替相場の低落著しきものあり、之を放置するに於ては由々しき大事を惹起する情勢に在つた爲め、政府は遂に外國爲替管理法を制定して、爲替相場の低落を防止すると共に、取締を一段と強化する事となつた。

第五節 外國爲替管理法

政府は、昭和八年三月二十九日法律第二十八號を以て外國爲替管理法を公布し、同年四月二十六日には大藏省令第七號を以て「外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」、大藏省令第八號を以て「外國爲替管理法ニ關スル施行手續」を夫れ々々公布し、以上何れも同年五月一日より實施した。同時に資本逃避防止法は廢止された。

外國爲替管理法は全文八箇條より成り、其の第一條は禁止又は制限を爲し得る取引又は行爲の

範圍を示し、第三條は「政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國爲替ニ關スル取引ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得」と規定して、外國爲替取引を日銀又は正金銀行の如き機關に集中す可き事を示し、第四條は第一項に於て「政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金地金、外國通貨、外國爲替又ハ外國通貨ヲ以テ表示スル證券若クハ債權ヲ有スル者ニ對シ自ラ之ヲ處分スベキコト又ハ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得」と規定して金、金地金、外國通貨等を強制買上を爲す可き旨を示し、第二項に於て「前項ノ規定ニ依リ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ジタル場合ノ賣却價格ハ外貨評價委員會ノ定ムル所ニ依ル」可き事を規定して評價の適正を期してゐる。又第八條第一項に於て「本法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付主務大臣ノ諮問ニ應ズル爲メ外國爲替管理委員會ヲ置ク」可き事を規定してゐるのは、本法運用の重要性に鑑み、極めて妥當なる處置と言ふ可きである。蓋し本法を實際に運用するに當つては、大藏大臣に廣汎なる權限を與へて居り、從つて外國爲替管理委員會をして大藏大臣の諮問に應ずるの形式を以て、實質的に或る程度之に参加せしむるを適當とするからである。因に本委員會は關係官吏、日銀首腦部及び民間専門家等を以て構成する事となつてゐる。尙本法を運用する爲めの具體的取締規定が凡て省令に讓られてゐる事は、機宜の措置を迅速

に執らしむる爲めの配慮に出づる事明かである。蓋し若し法律を以て凡てを規定するならば、改正毎に議會の協贊を経る事を要し、機を失する恐れあるからである。斯くて本法によつて無爲爲替輸出の取締り、爲替思惑取引の禁止、外貨證券の輸出の取締等が可能となり、曩に資本逃避防止法を以てしては防止し得なかつた弊害が始めて除去せらるゝ事となつた。

然る處、本法運用の實績並に其の後に於ける國際情勢の眼まぐるしき推移は、益々取締の擴充強化を必要としたる爲め、關係省令の頻繁なる改正を招來したるのみならず、更に本法に就ても數度に互つて改正が行はるゝ事となつた。例へば輸入の抑制を強化したる事、爲替管理を在外資産の取締にまで擴大して、將來に於ける其の動員に備へた事、外國旅行者の携帶し得る旅費の限度を、曩に千圓と定めてあつたのを更に五百圓に引下げた事、通貨の輸出若くは輸入が第一條第二項に追加された事等の如きは其の適例である。其の結果、單なる爲替管理の強化に止まらずして、貿易管理の方向へも更に一步前進するに至つた。然るに其の後に至り國際情勢は益々緊迫するに至つた爲め、之に對應して、昭和十六年四月には廣汎なる範圍に互つて徹底的の改正を加へ、條項も亦追加して全文十五箇條となつた。其の結果第一條は次の如く規定せられた。

一 外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分

- 二 通貨若ハ外國通貨ノ輸出若ハ輸入、金地金、金ノ合金若ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出又ハ金貨幣ノ鑄潰若ハ毀傷
- 三 外國ヘノ送金ニシテ前二號ニ包含スル方法ニ依ラザルモノ
- 四 外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ又ハ外國居住者（法人ノ外國ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ含ム以下同シ）ノ爲ニスル本邦内ニ於テ爲ス支拂又ハ其ノ受領
- 五 外國ニ於テ爲ス支拂ノ本邦内ニ於ケル委託
- 六 本邦居住者（法人ノ本邦内ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ含ム）ノ爲ニスル外國ニ於テ爲ス支拂又ハ其ノ受領
- 七 外國居住者ニ對スル債權ノ取立又ハ取立ノ依頼若ハ引受
- 八 外國居住者ノ爲ニスル債權ノ取立又ハ取立ノ依頼若ハ引受
- 九 外國居住者、本邦内ニ居住スル外國人（外國法人ノ本邦内ニ在ル支店其ノ他ノ營業所ヲ含ム）又ハ命令ノ定ムル本邦法人ノ本邦内ニ於テ爲ス財產（事業若ハ營業又ハ之ニ對スル出資ヲ含ム以下同シ）ノ取得若ハ處分、預ケ金ノ引出又ハ貸出金ノ回收
- 十 前號ニ掲グル者ノ爲又ハ之ヲ相手方トスル本邦内ニ於テ爲ス前號ニ掲グル取引又ハ行爲

- 十一 外國爲替相場ノ取極
 - 十二 外國通貨ヲ以テ表示スル證券（財產權ヲ證スル證書及帳簿ヲ含ム以下同シ）、債權又ハ債務ノ取得又ハ處分
 - 十三 本邦通貨ヲ以テ表示スル外國居住者ニ對スル債權又ハ債務ノ取得又ハ處分
 - 十四 信用狀ノ發行又ハ取得
 - 十五 外國居住者ニ信用ヲ與フル行爲
 - 十六 證券ノ輸出又ハ輸入
 - 十七 價格ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替ヲ取組マザル貨物ノ輸出又ハ輸入
 - 十八 外國ニ在ル財產ニシテ第一號、第十二號又ハ第十三號ニ掲ゲザルモノノ取得又ハ處分
- 尙外國爲替管理法の改正に伴ひ、關係省令も全面的に改正せられ、即ち前に述べたる「外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」（公布より本改正までの間に既に十回の改正があつた。）「外國爲替管理法ニ關スル施行手續」（公布より本改正までに既に七回の改正があつた。）及び昭和十二年一月八日大藏省令第一號を以て公布されたる「輸入貨物代金ノ決済及外國爲替銀行ノ海外指圖ニ依ル支拂ノ制限ニ關スル外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件」（公布より本改正に至るまでに既に六回の改

正があり、又本省令の名稱は昭和十三年十月八日の改正の際「外國爲替管理法ニ基テ臨時措置ニ關スル命令ノ件」と改稱された。の三省令を統合して外國爲替管理法施行規則とし、昭和十六年四月十二日大藏省令第十號を以て公布した。

因に前記大藏省令第一號は、輸入爲替を許可制としたる劃期的なるものであつて、當時見越輸入が増加した爲め之を防止し、及び海外に於ける不當なる圓賣りを取締る趣旨から制定されたものである。制定當時は臨時應急の措置なりとせられ、同年七月末限り廢止せらる可き事が傳へられてゐた。然るに其の後の貿易情勢芳しからず依然として巨額の入超が續いた爲め、政府に於ては産金獎勵、金現送を爲すと共に、本省令を強化繼續する事によつて對英一志二片基準維持に努める事となつたものである。

抑々我國爲替管理は、其の初期に於ては、資本の國外逃避防止を目的とした。次いで日支事變となるや、國際收支の均衡維持に重點が置かるゝに至つた。資本逃避防止法及び外國爲替管理法の制定並に其の後に於ける數回に亙る改正は、大體斯かる線に沿うて行はれたと稱して差支ない。然るに昭和十六年四月の外國爲替管理法の改正に於ては、第二次世界戦争によつて惹起された世界經濟戰に對處し、平時の規定を改めて戰時的規定と爲した事に、其の重要な意義を見出す事が出来る。即ち本改正に於ては、外國爲替取引の集中を強化し、外貨の動員を容易ならしむると共に國家目的遂行に便ならしむる様統制を加へ、又我が在外資金が何時封鎖せらるゝやも測り難きを以て、爲替銀行の在外々貨資金の保有高を制限し、一方本邦居住の外人が財産を取得又は處分する事を制限又は禁止する等、國際情勢の最悪化に備ふるの措置を講じた。斯くて聊か立ち遅れの感あつた我國爲替管理も、此處に始めて戰時體制を整へる事となつた。

第六節 爲替取引の集中制

爲替取引の集中制とは、外國爲替を政府又は特定の機關に集中せしめ、以て爲替相場變動より生ずる損益を凡て政府に歸屬せしむる事である。第二次世界大戰の進展と共に、多年世界に感ぜられた英國の金融勢力は次第に動搖し、磅爲替の將來に就ても見透し困難となり、貿易業者は先物の豫約取極め不可能となつた爲め、採算の基準立たず、頗る窮地に立つ事となつた。是に於て政府は、英貨及び英系通貨の爲替取引より生ずる危険を政府に於て負擔するの方針を決し、昭和十六年六月一日より磅爲替集中制を實施した。即ち政府は新たに、橫濱正金銀行内に集中勘定を設けて英貨及び英系通貨たる英吉利ポンド、埃及ポンド、南阿ポンド、濠洲ポンド、新西蘭ポ

ド、印度ルピー、海峽殖民地ドル、香港ドル及び泰國バートの九種の爲替持高を集中し、而して外國爲替損失補償制度の運用により、右勘定中に生ずる事ある可き損失は、政府に於て之を補償し、同時に利益は之を徴収する事とした。具體的には、各爲替銀行は日々の英貨爲替の買買高の出合を日銀に求め、日銀は更に其の出合を集中勘定に求め、又横濱正金銀行も日々の英貨爲替の買買高の出合を集中勘定に求め、斯くして凡ゆる英貨爲替買買高の出合が集中勘定に集中せられ、而して爲替危険は凡て政府に於て負擔すると云ふ仕組である。其の結果貿易業者は、英貨爲替變動に基く危険を免れ、且つ英系通貨地域との取引に付、其の都度爲替豫約を爲す事によつて、採算の基準を立て得る事となつた。政府は其の後右措置を擴大して、七月一日よりは、英系以外の全外國爲替取引にも適用する方針を決定した。之が對象とせられた外貨は米ドル、加奈陀ドル、フリッツピンペツ、アルゼンチンペツ、蘭印ギルダ、佛印ピアストル、佛蘭西フラン、瑞西フラン、瑞典クローネ、獨逸マルク、伊太利リラ及びブラジルミルレスの十二種である。

更に政府は、外國爲替管理法に基き、省令を以て輸出爲替豫約取極規則を制定し、昭和十六年六月二十日より實施した。之によつて外貨輸出契約の成立したるものは、速かに銀行に賣爲替の豫約を締結す可き事となつた。又輸入爲替の豫約取極に關しては、既に昭和十五年五月以來英系

通貨爲替に對しては、輸入爲替許可の際輸入約定成立後速かに銀行に買爲替の豫約を爲す可き旨の條件が附せられてゐたのであるが、六月二十日以後は、米貨其の他の外貨輸入爲替に對しても、英系通貨爲替に對すると同様の取扱を爲す事となつた。

斯くて本制度の實施により、爲替管理は爲替銀行に對してのみならず、貿易業者に對しても強化せらるゝ事となつた譯である。本制度は、爲替相場が變動するとも、政府が爲替危険を負擔する事によつて、貿易業者に不安動搖を與へず、常に採算の基準を提供し、同時に金融市場にも、悪影響を及ぼさざる事に狙ひがあるのである。乍併一方爲替銀行の立場より之を見るならば、其處には極めて重大なる質的變化を來たした事を看過してはならぬ。從來爲替銀行は手数料の外、更に賣値と買値との間に相當の開きを設ける事によつて利益を收めて來た。而して斯かる開きは、爲替相場變動に基く危険に備へたものであり、銀行營業上固より當然の事であつた。然るに本制度實施の結果、各爲替銀行は爲替取引に付、相場變動より生ずる一切の損益を集中勘定に歸屬せしむると同時に、銀行自體は單に一定の手數料を收得するに過ぎないものとなり、爲替銀行としての妙味が全く消滅するに至つたのである。此の事は、爲替取引の自由性の否定を意味するものであつて、爲替銀行史上特筆す可き事象と言はねばならぬ。

第七節 資産凍結令及び敵産管理法

一 資産凍結令

從來我國爲替銀行は、其の在外資金を主として倫敦に置いたのであるが、第二次世界大戦の勃發と共に、英國は強力なる爲替管理を實施するに至つた爲め、在外資金は主として紐育に置かるる事となつた。然るに其の後の情勢は、紐育市場をして必ずしも安全を期し難いものたらしめた。蓋し昭和十五年四月獨軍デンマーク、ノルウエーに侵入するや、アメリカ合衆國は一九三四年一月十五日附大統領令「外國爲替取引、資金の移動、貨幣の輸出に關する件」に對する追加命令の形式により、十日附を以て先づデンマーク、ノルウエー兩國に對して資産凍結令を適用し、次いで獨軍が蘭、白、佛に侵入するや、五月十日オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、六月十七日フランスに對して同様の措置をとり、一方七月十五日には、ソ聯によつて占據されたラトヴィア、エストニア、リトアニアに對しても同令を適用し、更にバルカン地方が獨軍の勢力下に入るや、十月一日ルーマニア、十六年三月四日ブルガリア、三月十三日ハンガリー、三月二十五日ユーゴスラヴィア、四月二十八日ギリシヤへと漸次適用範圍を擴大するに至つたからである。而して

凍結の目的は、之等諸國の在米資産が、獨、伊、ソ等の諸國によつて利用さるゝを防止するに在ると聲明された。尙大統領令の詳細なる内容は省略するが、其の權限は頗る廣汎で、全金融及び商業取引を政府の統制下に置かんとするものである。

斯くては紐育市場に集中された我國在外資金が、何時封鎖せらるゝやも圖り難い情勢となつた。且つ又從來中南米貿易の決済を紐育で行つたのであるが、それが不可能となる虞もあり、對中南米貿易の前途が大いに懸念せらるゝに至つた。よつて我國に於ても、外國爲替管理法の節に於て述べた如く、昭和十六年四月同法の大改正を行ひ、國際情勢が急惡化して、本邦の在外資産が凍結せらるゝ事あるに備へた事は當然である。斯くて政府は、在米資金を日常業務に必要な最少限度に止め、其の相當部分を他の比較的安全なる地方へ移動せしむるの措置をとつた。然る處、六月十四日に至りアメリカ合衆國は獨逸、伊太利並に歐羅巴交戰國にして未だ資産凍結令の適用なき國々にまで、同令の適用範圍を擴大した。此の獨、伊に對する資産凍結は、他の諸國に對する夫れと異り、極めて徹底したるもので、明かに經濟上の壓迫を加へんとする意圖の下に行はれたものである。

次いで日軍佛印に進駐するや、アメリカ合衆國は七月二十六日遂に在米日本資産凍結の實施を

命するに至つた。其の内容は獨、伊に對するものと同様である。米國は同時に支那の在米資産の凍結をも命じたが、それは對日措置と性質を異にし、曩に獨、伊、ソ等によつて占領せられたる諸國の資産を凍結したると同様の理由に基くものである。よつて我國に於ても直ちに對抗措置をとり、新たに外國人關係取引取締規則を制定して二十八日公布即日實施し、外國人所有にかゝる在本邦資産の處分は凡て許可を要する事とした。而して右取締規則は先づアメリカ合衆國、アメリカ合衆國領地及びフィリッピン聯邦に適用された。次いで英吉利、加奈陀及び蘭印が米國と歩調を共にして、本邦資産を凍結するに至つた爲め、我國に於ても亦直ちに外國人關係取引取締規則を英、加、蘭印の三箇國に適用する事となつた。斯くて我國對外貿易は益々其の範圍が狭少となり、相手國との爲替尻決済は、直接相手國と協定する外ない事となつた。

二 敵産管理法

本法は資産凍結令と趣旨に於て根本的に異なる。即ち資産凍結令に在つては、米、英、蘭等の在本邦資産に對して凍結措置を採つたものの、それは單に之等諸國人財産の移動を制限し、當事者の認可申請を俟つて取締ると云ふ消極的のものであつて、積極的に強權的な命令を下す事は許されなかつた。之に反して敵産管理法に在つては、敵産を強權的に管理し又は處分を命ずる事が出

来る。更に本邦内に在る敵産を管理して、我が戦力充實の爲めに活用する事も可能である。乍併私有權は飽くまで尊重する建前をとつて沒收を避け、正金銀行内に敵産封鎖勘定なる特別勘定を設けて、之に處分資金、敵國又は敵國人に對する債務免責の爲めの支拂資金等を集中する事となつた。本法は開戦直後の臨時議會に於て決定されたのであるが、其の性質上開戦の時期たる昭和十六年十二月八日に遡つて効力を有するものとせられた。

尙本法の適用を受くるものは敵國、敵國人其他命令を以て定むる者に屬し又は其の保管に係る財産に限る。而して其の額は、米英兩國人が我國に有する現金、株券、不動産等約四億圓、及び我國政府並に民間會社等の外債即ち米英側の債權約十四億圓合計約十八億圓と推定された。之に對して米英諸國に於ける邦人財産は約九億圓と推算された。因に本法は、本邦人所有の外債の元利拂には適用なきものである。

第八節 爲替換算率と公定制

從來磅及び米弗は、世界的通貨として、多年各爲替市場を支配して來た。従つて我國に於ても、磅又は米弗を以て爲替相場の基準とした事周知の如くである。乍併大東亞戰爭の勃發により、英

米の東洋に於ける金融支配力は一掃せられ、圓貨と英米通貨との關係は斷絶した。是に於て我が爲替政策も亦根本的に變改せられた事は、理の當に然る可き所である。斯くて政府に於ては、新たな爲替政策を樹立して圓貨を中心とする新爲替市場を設定し、昭和十七年一月一日より實施した。主なる點次の如し。

- 一、從來爲替相場は英米貨を基準として裁定する方式を採用してゐたのを廢して、今後は政府に於て各國通貨の本邦通貨に對する換算率を直接に決定する。
- 二、從來我國爲替相場は外貨建及び邦貨建の二種あつたのを廢止して、凡て邦貨建（支拂勘定）とする。
- 三、爲替相場は從來正金銀行の建値又は銀行間の協定に委せてあつたのを廢して、今後は公定制とする。
- 四、爲替相場なる用語を廢して爲替換算率なる用語を使用する。
- 五、賣相場、買相場の區別を廢し一本建とする。
- 六、爲替銀行等に對しては、一定の手數料の徴收を認める。
- 七、相場を公表す可き通貨の種類及び相場を、差當り次の通りとする。

通貨の種類 電信相場

印度支那貨	一〇〇ピアストルに付邦貨	九七、六〇
泰國貨	一〇〇バート	一三五、七〇
ドイツ國貨	一〇〇マーク	一七〇、五〇
イタリア國貨	一〇〇リラ	二二、三五
フランス國貨	一〇〇フラン	九八、九〇
スウェーデン國貨	一〇〇クローネ	一〇一、五〇
ポルトガル國貨	一〇〇エスタド	一七、三〇
アルゼンチン共和國貨	一〇〇ペソ	一〇一、八〇
ブラジル國貨	一〇〇ミルレス	二一、八〇
チリ國貨	一〇〇ペソ	一三、七五
ペルー國貨	一〇〇ソール	六五、五〇

思ふに、英米貨を基準として裁定する方法を廢した事は、英米貨が敵國通貨となりたる以上當然の事と言つて可い。而して今後は、圓貨が大東亞共榮圏の基本通貨とせらるゝものなるを以

て、共榮圈内諸國通貨の圓貨に對する換算率を、直接的に決定する事も亦當然の歸結と言はねばならぬ。又外貨を標準とし邦貨を以て表示する事は、邦貨を以て外貨たる商品を購入する場合の價格を示すものと見るを得可く、即ち爲替相場に就て地位の優越せる事を表明したるものと見る事が出来る。次に政府が爲替相場を公定する事としたるは、曩に爲替取引の集中制を實施して、爲替相場の變動より生ずる凡ゆる損益を政府に歸屬せしめたる事の當然の歸結にして、極めて重視す可き點である。即ち我國爲替管理は、此處に至つて其の最終的段階に到達したるものと言つて可い。更に又今後は爲替相場なる用語を廢して、新たに爲替換算率なる用語を使用する事にも、我國が大東亞の安定勢力たるの氣魄を示した事を窺知する事が出来る。蓋し爲替相場なる語は、爲替の需要と供給との關係を指すに反し、爲替換算率なる語は、自主的且つ一方的なる態度の表示と見得るからである。

第十二章 金融統制

第一節 金融統制の意義

在來の金融統制は、中央銀行が通貨の數量を調節する事によつて、金融界の混亂を防止すると云ふ、消極的の意義を有するに過ぎなかつた。之に反して近來唱道せられる金融統制は、國家が戰爭目的遂行の爲めに金融機構を改編し、國家資金を最も効果的に使用するやう命令指導すると云ふ積極的意義を有する。又統制の主體が、中央銀行より政府に移行した事も看逃し得ない點である。尙本章に於て説く所は、主として近來唱道せられる新らしい金融統制に就てである。

周知の如く滿洲事變、支那事變、第二次歐羅巴戰爭、大東亞戰爭が相次いで勃發するや、從來の自由主義經濟が次第に統制主義經濟に移行し、従つて金融部門に於ても、或は之に並行し或は之に追隨して、次第に統制が強化された事は、固より當然の事である。唯々金融部門の統制は、他の一般經濟部門の統制に比して兎角不徹底な嫌があるとの非難が一部で行はれ、又實際上斯かる傾向もないではなかつたが、夫れは元來金融部門は極めて複雑微妙で、一度緩急の度を誤るに

於ては直ちに逆効果を現はし、收拾し難い混亂を惹起する惧れが多分にあつた爲めと解される。乍併最近所謂金融新體制が樹立せられ、統制は頗る高度化するに至つた事周知の如くである。

借て近來の意義に於ける金融統制なる語に就ても、其の内容は論者によつて廣狹一様ではないやうである。即ち之を廣義に解する者は、金融機構の統制、通貨の統制、爲替の統制、資金の統制等頗る廣汎なる内容を包含せしむるに反し、之を狹義に解する者は、其の一部特に資金の統制を指すものやうである。此處では之を大體廣義に解し、左に簡單に解説を爲す事とする。爲替の統制に就ては、爲替管理の章を参照せられ度い。尙之が關係法規及び機關は頗る多岐に亙り、其の凡てに觸れる事は到底不可能なる事を豫め諒承せられ度い。

一 金融機構の統制

從來の金融統制は、右にも述べた如く主として通貨の統制であり、資金の統制に就ては、事後に於て微温的の統制を加へたに過ぎず、又金融機構を全體的に整備統制して、一國資金の有機的運用を期するが如き施策も、不充分なるを免れなかつた。然るに戦争目的遂行の爲めには所謂金融新體制の確立が必要となり、而して之が爲めには先づ一國金融機構の全體的整備が其の骨子となる可きものなる事多言を要しない。蓋し一國の通貨を調整し、國家資金を総合的に且つ有機的

に運用せんとするならば、必然的に先づ金融機構の統制を斷行し、而して新らしい機構に基いて通貨及び資金を統制する事を便とするからである。かの日銀の改革、各種金融統制會の結成、戦時金融金庫の設置、銀行の合同、商業銀行の工業銀行化等の一聯の問題は、斯かる意圖に出づるものである。之等は何れも重要な意義を有し、特に日銀の改革の如きは、金融新體制の根幹たる可きものである。よつて之等に就ては節を改めて論ずる事を適當と考へるので、此處では商業銀行の工業銀行化の問題のみを述べる事とする。

近來一部では商業銀行の工業銀行化、換言すれば、短期商業金融機關より長期工業金融機關への再組織が要望されてゐる。既述の如く、我國銀行制度は英米の制度を模倣したものであつて、商業銀行式に發達した事は顯著な事實である。明治、大正及び昭和の初期にかけて、我國銀行が商業金融に寄與した功績は没す可からざるものがある。然るに事變勃發以來は、商業部門の凋落に引換へ、工業部門の躍進眞に目醒しきものあり、必然的に金融機關の再組織が一部に於て要求されるに至つた事は、正に時勢の然らしむる所と言はねばならぬ。獨逸に在つては、銀行は始めより工業金融機關としての發展過程をとつたのであるが、戦時下の我國に於ても、時勢に即應して銀行を獨逸流に工業銀行化す可しと、一部では要求してゐるのである。即ち戦争目的遂行の爲

めには生産力の擴充が必要であり、必然的に金融は長期化する。然るに我國銀行は短期の商業金融機關としての構成を有し、資金の源泉は預金に在るを以て、勢ひ貸出は短期流動的ならざるを得ない。よつて之を改編して長期の事業金融を取扱ふ工業銀行化し、資金獲得の手段としては債券の發行權を賦與す可しと主張するのである。なる程我國普通銀行が在來の機構の儘で工業金融に當るには、若干の支障あるは否み難い。蓋し事業金融は資金を長期固定化せしめるものであり、預金を以て長期資金に充當する事は極めて危険なる投資方法と言ふ可く、一朝財界の反動又は預金の取付の如きに遭遇せんか、極めて憂慮す可き事態を惹起するに至るからである。従つて一部論者が先づ機構を再編成す可きを主張するは、此の意味に於て正鵠を得たるものと言つて差支ない。且つ又生産力擴充が目前喫緊の重要事たる以上、本問題を荏苒放置し得ざる事も明瞭である。乍併商業金融中心の普通銀行を今直ちに改編して、工業金融中心の機構と爲す事は、實際上幾多の障害に遭遇せざるを得ない。今支那事變勃發後數箇年に於ける全國普通銀行貸出の内容の推移を見るに次の如くである。(大藏省調査)

昭和十二年七月末	手形貸付	千圓	證書貸付	當座貸越	割引手形	貸出合計
	四、四五一、九八一		七九二、七〇四	九七〇、三九五	一、一六二、三九三	七、三七七、四七三
十三年七月末	四、九八一、八一二		七八〇、五〇五	九八五、五五〇	一、二三二、七五一	七、九八〇、六一八
十四年七月末	六、二七四、六六九		七五九、八八〇	一、一八一、五六九	一、四六二、〇八二	九、六七八、二〇〇
十五年七月末	八、五一一、八三四		六八八、四〇九	一、五六八、六三三	一、六二一、二五二	一二、三九〇、一二八
十六年七月末	九、九五四、四六三		六五九、九九七	一、六四一、五三九	一、二五七、〇三二	一三、五一三、〇三一

右表によつて直に看取し得る事は、從來商業金融機關に於て最も歡迎した割引手形が、一面商取引現金化の結果なりとは言へ殆んど増加せず、又兎角生計費資金に墮し易い證書貸付が少額ながら却つて減少したるに反し、所謂時局の要請する長期資金を供給する手形貸付が倍額以上に激増し、且つ手形貸付と密接なる關聯を有する當座貸越も亦顯著な増加を示した事である。此の事は我國普通銀行の貸出内容が、實質的には既に時代の要求に適應して、漸次工業金融中心に轉換しつゝある證左と見る可きであらう。従つて一部論者の要望する商業銀行の工業銀行化は、既に或る程度實現してゐるものと見て差支ないのではなからうか。又之を政府の施策に見るも、普通銀行が質的に商業金融中心より工業金融中心に移行す可き事を勸奨した事は一再ではなかつたが、普通銀行の機構上の改編を企圖してゐる如き形跡は無いやうである。かの特殊銀行が戦時金融に便なるやう若干の機構上の變改が加へられ、更に戦時金融を専業とする戦時金融金庫の設立を見

た如きは、却つて當局に於ても、差當つて普通銀行の機構上の改編を行ふ意圖なき事を示すものと見て可いであらう。

二 通貨の統制

通貨の統制は主として通貨の數量の統制である。從來の金融統制の主たる内容は此の通貨の統制であつた。更めて論ずるまでもなく、中央銀行は一國の經濟金融情勢に對應して、通貨の需要供給を調整す可き責務を負ふ。此の事は平時に於ても重要な意義を有するものであるが、特に戰時に在つては、更にインフレーション防止或は公債消化等の見地よりするも、極めて重要な意義を有するものである。通貨の數量が物價と至大の關係を有する事は、貨幣數量説を引用するまでもない所であつて、他の事情にして等しい限り、通貨が膨脹すれば貨幣價値が低落して物價は騰貴する。之に反して通貨が收縮すれば、貨幣價値は騰貴して物價は下落する。然るに事變勃發以來通貨は顯著な膨脹の一路を辿るに反し、一般商品の生産は却つて減少傾向に在る。今支那事變勃發以來の紙幣及び銀行券流通高を示せば次の如くである。(日本銀行調査局調査)

昭和十二年七月末	小額紙幣 千圓	日銀兌換券	鮮銀兌換券	臺銀兌換券	合計
	一〇、九六五	一、五一四、八〇三	一五三、一二七	八二、一二九	一、七六一、〇二四

十三年七月末	一八、三〇八	一、八三五、五五二	二五三、五八七	一一六、八〇一	二、二二七、二五一
十四年七月末	一四九、二八九	二、二八六、八三一	二八六、二二一	一五三、七八一	二、八七六、一二四
十五年七月末	二八一、二七〇	三、二六六、六六二	四一二、六二七	一八五、九八二	四、一四六、五四一
十六年七月末	三七三、五三三	四、二八一、一〇五	五〇四、四九九	二〇五、八一三	五、三六四、九五二

右表によれば、支那事變勃發以來四箇年間に、通貨流通高が約三倍に膨脹してゐる事が分る。戰爭目的遂行の爲めに通貨の増發が不可避なる以上、日銀は公開市場政策の活潑なる運用によつて市場の過剰資金を引上げると共に、政府は増税、貯蓄獎勵等によつて浮動購買力の吸収に努め、以て通貨の回収を圖る可きは當然である。浮動購買力吸収手段として、増税と貯蓄獎勵と何れが勝るか、輕々に論斷し得ない問題である。増税は國家權力によつて強權的に購買力を剝奪するものにして、最も効果的ではあるが、度を越すに於ては生産力を阻害し、國民をして萎縮せしめる缺點を有する。之に反して貯蓄獎勵は、國民の自發的愛國心に訴へると云ふ長所を有するが、金利が著しく低下するか、或は物價が暴騰するか、更に或は社會不安を惹起するに於ては、浮動購買力に還元する缺點を有する。又公社債類の消化は、利率及び社會情勢と多大の關係を有する事敢て説明の要はない。

借て従来日銀が採用し來つた通貨調節手段の主なるものは、割引政策及び公開市場政策の二つであつた。乍併今日の如き經濟情勢の下では、割引政策は最早昔日の威力を有しない。蓋し割引政策は金利政策であり、従つて金利變動の餘地の存する場合に始めて効を奏するものであるが、現状では金利を上下せしむる餘地極めて狭少だからである。即ち金利は今日殆んど固定化したと稱するも過言ではない實情に在るからである。更に換言すれば、時局産業の擴充を遂行し公債の利子負擔を軽減する爲めには、金利の低きを適當とする事言ふまでもないのであるが、同時に金利を現状以下に低下さす事は國民貯蓄獎勵の障害となり、従つて預金の増勢鈍化を招來し、延いては公債の消化を阻害する危険も多分に存する事を否定し得ない。大體銀行の公債保有高は今日略々飽和點に達してゐると見て差支ないであらう。従つて銀行をして今後更に飛躍的に増發を期待される公債を購入せしめ、更に時局の要請する生産設備資金を供給せしめる爲めには、貯蓄獎勵を一段と強化して銀行預金の一段の増加を圖る他は無いのである。抑々戰時經濟の運營をして支障なからしめる爲めには、公債の圓滑なる消化と、豊富なる生産力擴充資金の供給とを確保する外に途は無いのであり、此の二點こそ當今銀行に課せられた最大喫緊の責務である。而して銀行をして此の二大責務を果さしめる爲めには、今後の預金増加に俟つ外ない事更めて論ずるまでもな

い所である。然るに金利を今日以下に低下さすに於ては、預金の増加を期待し難いばかりでなく、金利の極端なる低下は、遂には預金の引出或は資金の浪費又は退藏を惹起する危険すらあるのである。一部では郵便貯金利子の引下を主張する論者もあるが、現状では賛成し難い。斯くの如き情勢では、金利を輕々に變動する事不可能であり、従つて割引政策の運用によつて通貨を調整する餘地は、極めて乏しいと見なければならぬ。斯くして公開市場政策は公債消化手段として重要なは勿論、通貨調節手段としても一層其の重要性を加重する事となつた。

尙今日の社會情勢に在つては、公開市場政策、増税、貯蓄獎勵等の通貨面のみより物價の騰貴を抑制する事は到底不可能であつて、此處に必然的に商品の公定價格、消費規正、生活水準の引下等の一聯の對策を必要とするに至る。又公債の消化に就ては、銀行等資金運用令の制定によつて公債の保有を強制し得る途が開かれてゐるのであるが、今日までの處、公債の保有を強制するまでには至つてゐないもの様である。乍併今後は公債の發行が飛躍的に増加する爲め、果していつまでも行政上の手心にのみ頼り得るかどうかは疑問とす可く、關係者に於ても豫め充分に研究し置く可き重要問題と言はねばならぬ。

次に注意す可きは、日銀の通貨調節機能が今日多分に政府の手に移行しつゝある事である。今

日通貨の發行及び收縮を決定するものは、政府の財政及び金融政策であつて、日銀独自の裁量ではない。忌憚なく言へば、今日の日銀は一國の金融を擔當する權威ある國家的中樞機關ではなくして、寧ろ政府の出納を司る一機關たるに過ぎないものとも評する事が出来るであらう。此の事は、所謂是非の議論を超越した時の勢と言はざるを得ない。唯々此處で要望したきは、政府の自制及び日銀が退嬰的態度に陥らぬやう戒心を加へる事である。

三 資金の統制

通貨の統制は主として通貨の數量の統制であるが、資金の統制は通貨の數量よりも寧ろ質の統制たる點に其の特色を有する。勿論諸種の金融統制は相互に密接なる關聯を有するが故に、之を全然分離して論ずる事の不可能なるは言ふを俟たぬ。資金統制には、國家の資金を幾許に算定し、其の幾割を公債消化に、他の幾割を産業資金に振向けるとかの問題もあり、或は甲の産業に幾許の資金を割當て、乙の産業に幾許の資金を割當てるかの問題もあり、更に又個々の事業への融資の適否を決する問題もある。乍併國家の資金計畫に屬するものは寧ろ財政上の問題なるが故に、此處では主として個々の融資の問題を論ずる事とする。

從來個々の融資の適否を決したものは、銀行の經營者であつた。彼等は營利と安全とを考慮し、自己の裁量によつて取捨した。然るに近來は金額の小なるものを除き、其の當否を決するものは主として國家であつて、銀行に残された自由裁量の餘地は可なり局限されてゐる。銀行營業の自由性の褪色こそ近代の特色と言つて可い。金融機關の自治統制と言ふも、其の根本の方向を決するものは國家である。況んや融資命令に基く貸出に於ては、金融機關は單に出納事務を擔任するに過ぎないものと稱して差支ないであらう。

尙國家が融資命令を發動する以上は、其の命令に基く貸出が萬一回收不能に陥つた時は、國家が之を補償又は肩代りす可きは當然である。蓋し融資命令に基く貸出は營利と安全との二要素を具備するとは限らず、而して銀行が國家目的に協力す可きは戰時下當然の責務であるが、同時に銀行が一面に於て國民大衆の零碎なる預金を預り、之を安全有利に運營する事が其の本來の責務なる以上、銀行の立場も亦考慮されて然る可きであるからである。斯くて政府の融資命令と損失補償とは、正に表裏の關係に在るものである。國家が此の兩者を併せて規定した事は、理の當然と言はねばならぬ（銀行等資金運用令の節參照）。更に又政府が、預金の拂戻に就ても、日銀をして極力援助せしむ可き事を聲明した事は、機宜の措置と言つて可い。唯々銀行經營が、從來の營利と安全との二大原則を脱却し、資金をば戰爭目的達成に必要な方面へ融通する事を第一義と

するに至つた事を以て、我國銀行法の精神たる預金者保護主義を改變したる證左と見做し得るや否やに就ては、議論の存する所であらう。乍併從來の銀行に對する監督又は取締が、預金者保護の建前の下に行はれたに反し、近來の監督又は取締が、資金の効用發揮に重點を置く事明瞭にして、此の限りに於て重大なる變化あつた事は、蔽ひ難い事實である。

抑々資金の統制の重點は、其の効用を最大限に發揮せしめんとする點に在る。即ち一面に於ては、時局の關係上緊急を要する事業に豊富に資金を供給すると共に、他の一面に於ては、不急不要事業への融資を阻止する事が必要である。蓋し一國の資金には限りあるを以て、資金を緊要なる方面へ融通するわけでは未だ充分ではなく、不要又は不急なる方面への資金融通を阻止する事も亦同様に重要な意義を有するからである。斯かる資金の質的統制は、從來とても全然なかつた譯ではない。乍併それは極めて生溫いものであつた。其の結果所謂重複設備の如きを見るに至つたのである。例へば交通機關或は送電線の重複設備の如き是である。斯くの如き重複設備は、當該事業會社にとつて不利な許りでなく、國家の立場より見るも、資金及び資材の浪費となる。而して之が原因は、資金の供給者の側にも、又需要者の側にも、統制が加へられなかつた事に在る。臨時資金調整法が、一面に於ては必要なる方面への資金の供給を確保し、同時に他の一面に

於ては、不急不要事業への資金の流入を阻止する事を意圖してゐるのは、蓋し此處に鑑みた結果と見る可きである。従つて貸出に對する國家の監督も、從來は事後に於て行はれたに反し、新しい資金の統制に於ては、事前に行はれる事を一特色とする。即ち從來の監督は、貸借對照表及び各種の報告書による監督、銀行検査官による監督等を主なる方法とした。乍併斯くの如き微溫的な事後の監督の效果少なきは當然である。是に於て近來の監督は、主なる貸出に就ては凡て事前に許可を申請せしむるの方法を採つてゐる。

又資金の偏在是正も資金の統制の一面を爲す。蓋し資金が一方に於て不足し、同時に他の一方に於て過剰を來たすが如きは、資金の配分宜しきを得ざるに基因し、斯くの如きは資金の効用を完からしめる所以ではないからである。例へばかの資金が都市に集中して地方に於て涸渴し、或は有力銀行が遊資を擁するに拘らず中小銀行が手許逼迫し、或は又大企業が資金を豊富に供給せらるゝに反して、中小商工業者が資金難に陥るが如きは、資金偏在の顯著な實例である。更に又短資市場に於ては資金が別段不足せず、或は政府の支拂超過によつて却つて過剰を來たす事あるに反し、長期資金に在つては、銀行が遊資を有するに拘らず兎角梗塞状態を呈する傾向あつた如きも、其の一例である。此の種問題は從來とても屢々論議の對象となつたのであるが、其の原因

は要するに効果的な統制を缺如した事に在る。換言すれば、資金融通の自由性即ち營利と安全とに囚はれた結果と見て差支ないであらう。

要之、今後の銀行は、受信業務に於ては依然として其の自由性が確保せらるゝであらうけれども、授信業務に在つては多大の掣肘を受け、其の實質に於ては、或る程度國營化したものと見得るであらう。

第二節 臨時資金調整法

本法は支那事變に關聯し、物資及び資金の需給の適合に資する爲め、國內資金の使用を調整する事を目的とする(第一條)。昭和十二年九月十日法律第八十六號を以て公布せられ、本文二十一箇條、他に附則、施行令及び施行細則があり、支那事變終了後一年以内に廢止する事に定められてゐる(附則)。

本法は兩面的性質を有する事を特色とする。即ち一面に於ては、戰爭目的遂行に必要な方面に對しては物資、資金、勞力等を潤澤に供給して生産を促進すると共に、他の一面に於ては、之等物資、資金、勞力等には自ら限りあるを以て、比較的不急、不要な方面へ之等を供給する事を制

限又は禁止するものである。法律の名稱は資金に關するものであるが、其の狙ひは寧ろ資金の側より物の需要或は消費を調整するに在ると言つて可い。此の種法律は、第一次世界大戰の際英國其他に先例を有する。

本法の要項中主なるは事業資金の統制、興業債券の限度擴張、増資及び社債募集の特例、貯蓄債券及び報國債券の發行等である。左に順次解説する。

一 事業資金の統制

事業資金の統制は二つの側面から行はれる。其の一つは金融の方面から加へる統制であり、他の一つは事業其のものに對する統制である。

前者即ち金融方面よりする統制に在つては、銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及び北海道府縣を區域とする信用組合聯合會等の金融機關が、事業設備の新設、擴張、改良等の爲めに貸付を爲し、又は有價證券の應募、引受若くは募集の取扱を爲すに當り、其の金額一口五萬圓以上に互る時(數口合計して五萬圓以上となる場合も同様である。尙此の限度は立法當時は十萬圓であつたが、昭和十三年八月の臨時資金調整法施行令の改正によつて引下げたものである。)は、主務大臣の許可を要する(第二條)。又金融機關に非ずして有價證券の引受又

は募集の取扱を業とする証券引受業者が、有價証券の應募、引受若くは募集の取扱を爲す時も同様である（第二條）。

尙金融機關又は証券引受業者が、貸付又は有價証券の應募、引受若くは募集の取扱を爲すに當り、政府の適當と認める方法によつて自治的に統制を行ふ場合は、一々政府の許可を要しない（第三條）事となつてゐる事は、本法が出来得る限り政府の直接的監督を避け、自治的統制に委ねる建前をとつてゐる事を示すもので、極めて重視すべき點である。尤も自治統制と言つても其の範圍には自ら限度があり、立法當初は可なり寛大であつたが、其の後に至り公債消化、不急事業への貸出抑制の徹底化等の爲め、幾度か要許可限度を引下げた事は當然である。又要許可限度も、事業の性質により一様でない事は、言ふまでもない事である。

次に運轉資金其他流動資金に就ては、主務大臣の許可を必要としない。尙又贅澤品、娯樂用品等の如きを取扱ふ事業に關する場合は、資金の貸付に於ても、又有價証券の應募、引受若くは募集の取扱に於ても、三萬圓以上許可を要する。

因に本法に謂ふ有價証券は社債、産業債券及び外國證券であつて、國債、地方債及び本邦に本店を有する會社の株式を含まない。蓋し國債及び地方債は政府及び公共團體の發行するものであ

り、株式に就ては本法第四條に於て取締る事となつてゐるからである。

後者即ち事業の方面よりする統制に在つては、公稱資本金二十萬圓以上（立法當時は此の限度は五十萬圓であつたが、昭和十三年八月の臨時資金調整法施行令の改正によつて引下げられた。以下同様）の會社を新設する時は、主務大臣の許可を要する。資本金二十萬圓以上の會社が増資、合併、目的の變更を爲す場合も認可を要する。増資又は合併の結果資本金が二十萬圓以上となる場合も同様である。更に又資本金二十萬圓以上の會社が、第二回以後の拂込徴收、社債の自己募集（他人をして引受又は募集の取扱をさせないもの。）を爲す場合及び自己資金を以て五萬圓以上（是れ亦立法當時は十萬圓以上であつたが、昭和十三年八月の臨時資金調整法施行令の改正の結果引下げたものである。尙前掲の贅澤品、娯樂用品等を取扱ふ事業に在つては、三萬圓以上認可を要する。）の事業設備の新設、擴張、改良を爲す場合には、主務大臣の許可を要する。

次に本法に就て注意すべき點一、二を述べれば、其の一は、法文上は主務大臣が許可又は認可する事となつてゐるが、實際は政府が直接に監督するものではなくして、日銀が許可又は認可に關する事務を取扱ふ事である（第五條第一項）。蓋し金融界及び産業界の實情に通曉する日銀をして取扱はしめる事が、政府直接に取扱ふよりも遙かに効果的であるからである。其の二は、臨時

資金調整委員會(第十一條)及び臨時資金審査委員會(第十二條)の設置である。前者は如何なる事業の新設擴張に許可を與へ、如何なる事業の新設擴張を拒否す可きかの原則的基準を決定し、後者は其の原則的基準に基いて個々の基準を決定するものである。而して之が運用上の基準は次の如く示されてゐる。(甲)原則として新設擴張を認められるものは、國防に直接關係ある産業及び之と密接なる關係ある基礎産業にして現在事業設備不足し又は時局の關係上需要激増して設備の不足を來たすと認められるものである。(乙)甲及び丙に屬しないものは國防との關係、國際收支との關係其の他諸般の事情を考慮して認否を決定する。(丙)原則として新設擴張を認めないものは、生産力過剰なる産業、奢侈品其の他當面國家全般の見地より見て必要の度薄き物品に關する産業である。

尙委員會が決定を爲す爲めには、詳細にして正確なる知識を必要とするを以て、資金の需給及び移動に關する事項、有價證券の移轉に關する事項、國際收支に關する事項、事業の資金計畫に關する事項等に就て關係者から報告を徴し、帳簿其の他を検査する權限が、委員會に與へられてゐる(第十六條)。

二 興業債券の限度擴張

生産力擴充には多額の長期資金を必要とするを以て、從來の日本興業銀行の興業債券發行限度即ち拂込済資本金五千萬圓の十倍たる五億圓の外に、本法によつて更に五億圓を限度として興業債券を發行し得る事となつた(第六條第一項)。而して新たに擴張した分に對しては、政府が元利拂を保證する(第六條第三項)。尙此の政府保證の興業債券の發行限度は、昭和十四年四月には十億圓に、同十六年四月には二十億圓に擴張された。又日本興業銀行の資本金も其の後二億圓に増資して、其の拂込済資本金は八千七百五十萬圓となつた爲め、同行は現在合計二十八億七千五百萬圓の興業債券を發行する事が出来る譯である。

三 増資及び社債募集の特例

舊商法の規定では、「會社ノ資本ハ株金全額拂込ノ後ニ非ザレバ之ヲ増加スルコトヲ得ナイ」のであるが、時局に緊要なる事業を營む場合、設備の擴張に充てる爲めに、政府の認可を受けて、株金の全額拂込前に於ても増資を爲す事が出来る事となつた(第八條)。(改正商法では、株金の全額拂込前と雖も増資する事が出来る。)

又社債募集に就ては、商法では、「社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ナイ」事となつてゐるが、時局に緊要なる事業會社の設備に充てる爲めには、拂込資本の二倍まで募集する事

が出来たる事となつた(第九條第一項)。但し此の場合には、擔保附社債信託法による物上擔保を附さねばならぬ(同條第三項)。

四 貯蓄債券及び報國債券の發行

貯蓄債券は日本勸業銀行をして、収入金二億圓に達するまで發行せしめるものである(第十三條)。券面金額を二十圓以下とし、發行の翌年より三十五年以内に、毎年二回以上抽籤を以て償還する。償還の場合賣出價格の三百倍以内の割増金を附する事が出来る。發行は無利子割引の方法による(第十三條、第十四條)。勸業銀行は手取金を預金部に預入し、預金部は之を以て公債消化の一助たらしめる。乍併其の直接の目的は、寧ろ浮動購買力の吸収に在ると見る可きであらう。貯蓄債券は賣行良好、且つインフレーションの浸潤によつて將來益々好賣行を豫想せられた爲め、發行限度を昭和十四年四月五億圓に、昭和十六年四月更に十億圓に擴張した。

報國債券は昭和十五年三月の改正によつて發行する事となつたもので、日本勸業銀行をして之に當らしめ、収入金五億圓に達するまで發行する事が出来る。券面金額は十圓以下とし、券面金額を以て賣出し無利子とする。發行の翌年より十年内に償還せられ、毎年一回抽籤を以て割増金を附する事が出来る(第十四條ノ二、三、四)。

第三節 銀行等資金運用令

從來資金關係の統制法規としては、臨時資金調整法の外に、國家總動員法第十一條の規定に基づく會社利益配當及資金融通令があつた。然る處昨今の新しい金融情勢に即應する爲めには、此の勅令では不便を感ずるに至つたので、此の勅令を改正して其の資金融通命令に關する部分を獨立せしめ、更に必要な規定を追加して、同じく總動員法第十一條に基く單一勅令を制定するに至つた。之が即ち銀行等資金運用令である。

本勅令は昭和十五年十月十九日勅令第六八一號を以て公布せられ、其の一部は十月二十日より、他の一部は昭和十六年一月一日より實施された。本文十二箇條、附則二箇條より成る。又本件の許可事務は處理の迅速圓滑を期する爲め、日本銀行が行ふ事となつてゐる。本勅令の重要な點は四ある。

(一) 本勅令の適用されるものは金融機關、證券引受會社、ビルブローカーの三種である(第一條)。本勅令に於て金融機關とは、銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道府縣又は樺太を區域とする信用組合聯合會、朝鮮金融組合聯合會、東洋拓殖株式會

社、臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社を指し、證券引受會社とは、有價證券引受業法による證券引受會社を指し、ビルブローカーとは、金融機關又は證券引受會社に非ずしてコール資金の貸借若くは其の媒介、又は手形の賣買若くは其の媒介を爲すを業とする者を指す。但しビルブローカーは其の凡てに對して本勅令が適用されるのではなく、其の中主務大臣が指定したものにだけ適用される（第一條）。

(二) 資金の運用を適正ならしめる爲め主務大臣に於て必要ありと認められた時は、資金の運用計畫に就て變更を命じ又は資金の運用方法を指定する事が出来る（第二條）。政府の指定し得る運用方法は施行規則第三條の規定する所で、次の二つの場合である。即ち(イ)大藏省預金部への預入、(ロ)國債又は元本の償還及び利息の支拂に付政府の保證ある債券の應募、引受又は買入、是である。而して之等は何れも安全確實なものであるから、別段損失補償の規定はない。尙從來とても大藏大臣は銀行等に資金運用上の計畫を報告せしめ、種々指示を與へてゐるのであるが、本勅令によつて之を法制化したものである。例へば或る銀行が今少し公債を保有する餘裕ありと見れば之に公債保有を命令し、或は貸出が不急、不要事業に對して行はれてゐると見れば之を是正する事が出来る。

(三) 從來統制の圏外に在り、兎角問題を惹起した流動資金の貸出に就て、統制を加へる事が出来る（第三條）。即ち事業に屬する設備の新設、擴張、改良に關する資金に就ては、臨時資金調整法によつて統制されてゐたが、流動資金は金融機關の自制に委ねられてゐた。然るに流動資金の形式で設備資金が融通せられ、或は投機思惑又は所謂買溜資金までが融通される弊があつたので、之を防止する爲めに新たに流動資金の貸出にも統制を加へる事となつたものである。其の具體的方法は、昭和十五年十一月二十二日公布された省令たる施行規則の定める所で、貸出の形式により貸付（手形及び證書）、手形割引及び當座貸越に區分し、大體前年相當半期（四月より九月まで）及び十月より翌年三月まで）の貸出の實績を基準とし、之を超える場合に許可を要するものである。

(四) 從來は日本興業銀行に對してのみ融資命令を發動し得たのであるが、本勅令によつて其の範圍が擴張された。即ち生産力擴充資金其の他時局に緊要なる資金の供給を圓滑ならしめる爲め大藏大臣に於て必要ありと認められた時は、廣く一般銀行に對して資金の融通又は有價證券の應募、引受若くは買入を命ずるを得る事となつた（第七條）。而して大藏大臣が此の命令を爲さんとする時は、資金融通審査委員會の議を経なければならぬ。尙此の種命令は、朝鮮に於ても生産力擴充

資金を供給せしめる必要ある爲め、朝鮮殖産銀行に對して發動する事となつたが、内地の一般銀行に對しては未だ發動するに至つてゐない。尙又銀行が政府の命令によつて資金を融通した結果損失を蒙つた時は、政府に於て之を補償する事が規定されてゐる（第八條）。

抑々國家總動員の目的を達成する爲めには、金融機關が軍需産業資金或は生産力擴充資金等を自發的に供給する事丈けに頼つて居られない事は當然であつて、或る場合には政府の融資命令を必要とする事は、更めて説くまでもない所である。同時に斯かる命令に基いて融資した金融機關が、萬一それが爲めに損失を蒙つた場合、政府に於て補償す可きは是れ亦當然と言はねばならぬ。本令第七條及び第八條は斯かる趣旨に出づるものである。尙融資命令によつて資金を融通したる場合、融通銀行が融通先を調査し得るは當然であるが、萬一の場合國家が補償する關係上更に政府に於ても必要と認める時は、直接に融通先より報告書を徴し又は帳簿書類其の他の物件を檢査する事が出来る（第十條）。因に前記の政府が支拂ふ可き損失補償金は、國債を以て交付する事が出来る（第九條）。

元來本勅令は、臨時資金調整法に對する補完的作用を果す事を目的とし、所謂不健全用途の貸出を抑制せんとする趣旨に出づるものである。従つて事業の運営に必要な資金の貸出までも抑

制せんとするものではない。此の事は當局も明瞭に言明してゐる所であるのみならず、更に前年相當半期の実績以内の流動資金の貸出に對しては何等の制限を加へない事、又実績のない新設會社或は実績はあるが夫れが五萬圓以下の場合、五萬圓（當座貸越及び運轉資金以外の流動資金の貸付に在つては、此の限度は三萬圓である。）までは自由に貸出が出来事、更に又此の限度を超えた貸出と雖も、其の用途を審査し不適當でない限りは許可する事になつてゐる事等によつても、明瞭に看取する事が出来る。

第四節 財政金融基本方策

財政金融基本方策要綱

自由主義經濟より統制經濟への移行は近來の大勢である。戰爭のみが其の原因であるか、自由主義經濟其のものの行詰りにも多分に原因するものであるかは、大いに議論の存する所があるが、何れにするも戰爭目的遂行の爲めには、經濟の再編成が要請せられてゐる事は、何人も否定し得ない所である。斯くて經濟新體制は必然の運命と言つて可い。而して財政金融の新體制は、經濟新體制の一翼と言はんよりは寧ろ其の根幹たる可きものである。蓋し財政金融は一般經濟の凡ゆる

る部門に關聯を有し、恰も人體に於ける神経系統或は血行機關の如き役割を果して居り、而して一部の故障は直ちに全部に波及する性質を有するからである。さればこそ當局に於ても、財政金融新體制に就て、豫てより鋭意研究を重ねつゝあつた所以である。然る處、昭和十六年六月二十二日獨ソ開戦するに至つた爲め、國際情勢は愈々複雑重大化し、此處に財政金融新體制の早急な確立が、一層痛切に要望さるゝに至つた事は當然である。斯くて七月十一日大藏省は、財政金融基本方策要綱を發表するに至つた事は、誠に時宜を得たるものと言ふ可きである。此の要綱は、從來自由主義的基調の上に立つてゐた我國財政金融を改變して統制と計畫とを附與し、以て經濟力の最高能率を發揮せしめんとするものであつて、戦時下我國財政金融の新らしい理念を闡明したものととして、所謂財政金融新體制の具體化の第一歩として、重大なる劃期的意義を有するものである。

本要綱の主なるは、國家資金動員に關する計畫、財政々策の改革、金融政策の改革、行政機構の改革の四項目である。何れも目前喫緊の重要な計畫又は改革であるが、直接本論に關係あるものに就てのみ政府發表に從つて簡単に解説を加へ、其の他に就ては大體項目を羅列する程度に止める。

一 國家資金動員に關する計畫

(一) 國民經濟の總生産額其の他を綜合的に勘案して國家資力を概定し、之を國家目的に從つて財政、産業、國民消費の三大部門に合理的に配分す可き國家資金動員計畫を設定する事、(二) 右國家資金動員計畫に基いて國民貯蓄計畫を樹立する事、(三) 國家資金動員計畫は毎年度定め、尙將來數ヶ年度に互つても概定する事、等を其の内容とする。換言すれば、先づ國民所得を測定し、次いで之を財政資金、産業資金、國民消費資金の三者に如何に配分す可きかを決定せんとするものである。

二 財政々策の改革

會計制度の改革、豫算編成方法の改革、税制の改革、公債の發行及び消化の計畫化、地方財政の改革等より成る。

三 金融政策の改革

産業資金の計畫化、金融制度の改革、有價證券取引機構の合理化、企業資本の活用、企業設備に對する國家の資本的援助、外國爲替政策の改革、滿支に對する投資の調整等を含む。金融部門の統制は既に臨時資金調整法、會社經理統制令、銀行等資金運用令、外國爲替管理法等によつて

可なり高度化してゐたのであるが、尙改善す可き點も多々あり、此處に金融政策の改革となつたものである。而して其の主なるものは、具體的には次の諸項目である。

(一) 日銀の機能整備 我國金融機構が日銀を中樞として運営せられ、日銀が中央發券銀行として統制の衝に當つてゐる事は當然であるが、今後日銀をして政府の金融統制の實施に關する機關として、其の機能を一層整備擴充せしめんとするものである。從來とても日銀と市中銀行とは全然關係がなかつた譯ではないが、市中大銀行の如きは、日銀預ケ金を手形交換尻決濟資金として利用する外は殆んど關係なく、且つ斯かる状態を寧ろ誇示するが如き状態であつた。よつて今後は、日銀と市中銀行との資金上の關係を一層有機的且つ緊密ならしめる。又日銀は金融情勢に應じて資金を或は回収し或は放出して來たのであるが、其の態度は寧ろ受動的、消極的であつた。よつて今後は、斯かる資金の調整を能動的、積極的に行はしめる。

(二) 金融機關に對する統制の強化 金融機關の資金の投下、融通及び回収を、政府の金融統制の方針に即應せしむる様に金融機構を整備し、日銀との資金關係を緊密ならしめると共に同業連帶の精神を一層昂揚せしめ、共同的投資融資の方法を活用せしめる。例へば所謂シンデケート金融の如く、各金融機關が共同して資金を融通する方法を活用せしめる。又金融機關が計畫經濟

の運営上擔當した責任を果してゐるかどうか、資金の運営が個々の金融機關の營利性に囚はれてはゐないかどうかに就て監督を加へる。

(三) 金融機關の組織化 金融機關をして、日銀を中核として組織體を結成せしめる。此の組織體は原則として日本銀行及び各種業態別團體を以て構成し、全國的統轄團體とする。

(四) 金融機關の整理統合 金融機關を整理統合して無益の競争を根絶し、經營を合理化し、以て資金原價の低下を圖る。尙之に伴つて必要とあれば、新たに戰時金融機關を設置し、特殊銀行及び金融業を營む特殊會社に就ても所要の整備を加へる。

(五) 金融資金の蒐集及び運用に關する措置 各金融機關の經營は、政府の金融統制の方向に沿うて、自らの責任に於て行はる可きものである。乍併政府の金融統制の方向に沿うて運営して行く爲めには、時には負擔に堪へない場合を生ずる。そこで資金の蒐集或は拂戻に就て政府が保證し、又融資の回収に就ては政府が保證又は肩代りする。即ち國家の信用の介入によつて、資金の蒐集及び運用を容易且つ圓滑ならしめる。尙金融機關の經營が自らの責任に於て行はれる事が明かにされた事は、一部で行はれた金融統制は更に國營にまで行くのではないかとの觀測が、單に臆測に過ぎなかつた事を示すものである。即ち經營が政府の金融統制の方向に沿うて行はれる

限り、所謂經營の自主性が依然として失はれない事を示すものである。

(六) 金融の各種系統間の調和 各種の系統の金融機關相互の調和を圖り、金融をして統一あるものとする。

(七) 政府資金及び政府關係資金運用の統一 例へば預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係の共濟組合等の資金を、全金融機關の一體的資金として統一的に運用する。

四 行政機構の改革

要綱の實施を圓滑ならしめる爲めに、行政機構の改革又は運用の調整を行ふものである。

要之、基本方策そのものは、何れも戰時下適切妥當なるもの許りである。唯々問題は、將來之を如何に運用する事が最も効果的なりやの點に存する。基本方策をして單なる机上計畫に終らしめない爲めには、綿密周到なる配意と、金融業者の心からなる協力とが必要である。蓋し嘗て或る業者が述べた如く、「金融は生きものであり水ものである」からである。

全國金融協議會

是より先昭和十五年九月二十一日、全國金融協議會が創立された。本協議會こそ金融新體制の先驅を爲すものである。本協議會の目的は「金融機關の緊密なる連絡提携を圖り内外の新事態に

對應し其の使命達成上必要なる事項を協議する」事に在る(規約第二條)。即ち目的は二ある。其の一は、金融機關の聯絡機關たらしめる事である。其の二は、内外の新事態に對應し、其の使命達成上必要なる事項を協議する事である。

大體我國從來の金融機關は、例へば普通銀行は普通銀行で、貯蓄銀行は貯蓄銀行で夫れ々々團體を形成し、其の團體と大藏省及び日銀との聯絡は比較的に密接に保たれてゐたが、各團體間相互の聯絡は殆んど無きに等しい状態であつた。換言すれば從來縦の聯絡はあつたが、横の聯絡を缺如する状態であつた。よつて協議會の結成によつて此の横の聯絡を確保し、以て金融統制の運営を便ならしめんとするものである。従つて其の會員は主なる金融業者を殆んど凡て網羅し、即ち日銀、全國手形交換所聯合會(昭和十六年七月本聯合會の代りに、業種別團體たる普通銀行團及び特殊銀行團が構成員となつた)、全國地方銀行協會、全國貯蓄銀行協會、農工銀行同盟會、信託協會、生命保險會社協會、産業組合中央金庫、證券引受會社協會、ビルブローカー協會、全國無盡中央會等を含む。

次に必要協議事項の内容に就ては今日に於て之を窺知する事勿論不可能にして、今後の展開に俟つ他はないのであるが、唯々公債の消化及び時局の要請する生産力擴充資金の圓滑なる供給に

關聯するものなる事丈は、大體推察し得る所である。從來の銀行經營は、採算上餘り有利ではない公債消化の如きを、兎角喜ばない傾向に在つた事は蔽ひ難い事實である。而して自由主義經濟時代に在つては、斯くの如きは事實上止むを得ざる事であつた。乍併凡てが計畫化された今日の統制經濟時代に於ては、いつまでも斯かる事の放任する可きでない事は自明の理である。よつて今後は須らく營利性を脱却して所謂公益優先の精神に則り、資金を國家目的に即應せしめる様計畫的に運營する事が肝要である。

偕て前述の如く、昭和十六年七月十一日に財政金融基本方針が發表せられ、金融新體制が愈々具體的に實施せられる事となつた爲め、金融協議會に於ても之に即應して機構の一部を改革し、基本方針の實施に協力す可きを申合せた。其の後金融協議會の性格を如何に決定す可きであるか、例へば金融協議會指導者の權限、金融協議會に委譲する可き權限、日銀及び各種産業統制會との關係等を如何に決定す可きであるかが問題とせられ、更に進んで金融協議會の法制化を要望するに至つた。

一方經濟新體制樹立に就ては、日本商工會議所其他の經濟團體に於ても夫れ々々各種の新機構を立案したのであるが、夫等に在つては大體に於て、金融部門を他の産業と並列的地位に立た

しめるものであつた。従つて一部では、重要産業團體令によつて、法的金融團體を結成せしむ可き事を主張した者もあつたのである。乍併金融部門は凡ゆる産業と所謂表裏の關係に在り、而かも金融を通じて事業の死命をも制し得る位置に在るものなるを以て、金融部門を一般産業と並列的に取扱ふ事の不合理なるは、否定し得ない所である。更に資金の構成には預金者と云ふ特殊の分子を有する事も、考慮の埒外に置くを許さぬ重要な點である。尙一部では、金融界の産業支配は自由主義經濟時代の遺物なりとの意見が行はれてゐる。事の當否は議論の存する所であるが、如何なる統制も金融部門に聯關を有するものであり、且つ金融を通じて統制を加へる事が最も効果的なる事を考へるならば、金融が一般産業界に於て占める特殊の地位を考慮す可きは當然であらう。是に於て金融協議會では、特別委員會を設けて独自の新體制案を研究し、經濟新體制と金融新體制との聯關に於ては、金融部門の獨自性を強調するに至つた事は當然である。

斯くて昭和十六年十一月十日、大藏大臣は全國金融協議會に於て金融協議會法制化の意向ある事を明かにし、爾來政府に於て具體案の作成に努力し、遂に昭和十七年一月十九日の國家總動員審議會總會に於て、國家總動員法第十八條に基いて金融統制團體令、及び同法第十六條の三に基いて金融事業整備令なる二勅令案要綱を付議決定するに至つた。之等勅令案は、曩に政府が聲明

した財政金融基本方策要綱の一具體化であるが、其の骨子には、全國金融協議會が曩に政府に要望したる所を多分に取入れたものの如くである。此の事は、政府に於ても、金融には一般產業界とは異なる特殊の事情ある事を考慮した結果と解す可きであらう。

金融統制團體令は重要產業團體令に對應するもので、全國各種の金融機關をして、法的根據に基いて強固なる統制團體を結成せしめ、而して自律的に金融界を指導統制せしめんとするものである。而して統制團體は、全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及び地方金融協議會の四者より成る。全國金融統制會は、全國の各種金融機關を網羅して、金融に關する政府の計畫の立案及び遂行に参加協力し、資金の吸收及び運用を指導統制し、金融事業の整備促進、機能増進に努め、金融事業と産業との緊密化を圖る事を目的とし、其の業務の範圍は極めて廣汎にして、其の權限亦頗る強大である。日銀總裁が會長となり、業態別統制會、統制組合及び地方金融協議會の上位に位して、金融統制の中樞たるものである。尙全國金融統制會は、全國金融協議會を改組して結成せらるゝであらうと一部では傳へられてゐるが、各統制會の構成に就ては、勅令の他、主務大臣の指定によるものもあり、且つ本論締切の際未だ決定に至らない所もある爲め、論議は他日の機會に譲る。次に地方金融協議會以外の統制團體は、大藏大臣の認可を受けて會員の業務、

經理、財産等を検査し得る事となつてゐる。但し業態別統制會及び統制組合が検査をする場合には、更に全國金融統制會の命令を必要とする。而して之等の検査は、現在行はれてゐる大藏省の銀行検査とは、別箇に行はれるものである。統制團體は以上の如く廣汎なる權限を有する爲め、政府に於ても各團體より報告を徴し、或は時々官吏をして其の内容を検査せしめる事としたるは當然である。

金融事業整備令は企業整備令に對應するもので、要綱によれば、主務大臣金融事業の整備を圖る爲め必要ありと認める時は、金融機關に對し事業の委託、受託、讓渡若くは讓受又は法人の合併の命令を爲す事を得る事となつてゐる。即ち例へば銀行合同の如きは、政府に於て豫てより努めて來た所であり、又相當の成功を收めたのであるが、金融界の現狀に鑑みる時は未だ満足す可き域に達してゐない憾もあり、就中地方に於ては、單に銀行に限らず各種の金融機關が多數對立し、無益の競争を爲してゐる爲め、之に合併を勸奨し、當事者が理由なくして之に應じない場合には、整備令を發動して合併を強制するものである。而して本勅令發動の對象とせられるものは、主として無盡會社及び地方銀行と見られてゐる。尙銀行合同に就ては節を改めて論ずる。

時局共同融資團

時局産業に必要な資金を圓滑に供給する事の必要なるは、改めて論ずるまでも無い所であつて、一部では之が機關として豫てより、戦時金融會社設立が要望されてゐたのであるが、之とは別箇に、昭和十六年八月二十日興銀を中心として十一の有力銀行が共同融資團を結成して、産業の維持育成並に生産力の擴充強化に必要な資金の需要に就て、共同の調査及び融資を爲す事となつた。今要綱に就て運用方針を窺ふに、主なる點二ある。其の(一)は、關係官廳、日銀等と緊密なる聯絡の下に、加盟銀行の全部又は一部が共同して融資を爲し、或は單獨融資を爲す事である。之に就ては別段説明を加へる必要はないと考へる。其の(二)は、必要な場合には政府に對して融資命令其の他の方法による國家信用の發動を求めざる事である。即ち從來國家總動員法に基く強制融資命令は、興銀及び殖銀に限られてゐたが、二行丈けでは充分ではない爲め、時局共同融資團加盟銀行にも強制融資命令の範圍を擴大したものである。其の後時局共同融資團には五大信託會社も加入して、一段と強化さるゝに至つた。

本團の業務は其の後順調なる推移を遂げ、其の融資額は昭和十七年三月末現在で、既に六億圓餘に達してゐる。尙次に述べる戦時金融金庫の設置は、本團業務に少なからぬ影響を與へるものであるが、兩者間には業務の分野に就て協定が行はれ、融資團の從來の取引先は引續き融資團よ

り資金の融通を受ける事となつた。

戦時金融金庫

戦時下緊要な事業資金にして而かも比較的危険なものに就ては、政府は從來融資命令を發して、興銀（朝鮮では殖銀）をして供給せしめて來たのであるが、之丈けでは充分ではないとして、斯かる融資を專業とする特殊の金融機關を設置す可き事が、豫てより一部で要望されてゐた。然る處、大東亞戦争の勃發により益々其の緊要性を加重するに至つたので、政府は第七十九議會の協賛を経て戦時金融金庫（法人）を設立する事となつた。本金庫の業務は、國家の緊要産業を營む者、政府の方針に基いて未動遊休設備を保有する者、重要物資を貯藏する者、事業の整備を行ふ者等に對して投資及び融資を爲す事に在る。更に又日本協同證券會社を統合して有價證券の賣買を爲し、以て市價の安定を圖る事に在る。資本金は三億圓で、中二億圓は政府の出資により、一億圓は民間の出資による。而して拂込資本金の十倍を限り戦時金融債券を發行する事が出来る。之に對して政府は、元本の償還及び利息の支拂を保證する。尙戦時金融金庫が設立されても、興銀に對する融資命令は今後も續行される。又時局共同融資團の從來の取引先は、前述の如く引續き同團より融通を受けしめ、本金庫よりは融通しない方針と聞く。

大東亞戰爭の進展と共に、南方地域の資源を開発及び利用して自給自足體制を確立する事が目前の急務となつた爲め、政府は戰時金融金庫と同様第七十九議會の協賛を経て、資本金一億圓の法人たる南方開發金庫を設置し、金融部面より援助と統制とを行ふ事となつた。其の要綱は次の如くである。

- (一) 南方資源の開発及び利用に必要な資金は、凡て本金庫を通じて供給する。
 - (二) 現地の通貨を調整する。
 - (三) 本金庫は(一)の目的を達成する爲めに必要な投資、融資を爲し、更に一般銀行業務をも行ふ。従つて現地に於ける正金、臺銀、鮮銀等は商業金融に従事せしめる。
 - (四) 右の投資、融資によつて金庫が損失を蒙つた時は、政府が補償する。
 - (五) 政府は資本金の全額を出資する。
 - (六) 拂込資本金の十倍を限り債券を發行する事が出来る。
 - (七) 資金は現地に於て、臨時軍事費特別會計より貸付を受ける。
- 併せて本金庫が大東亞戰爭勃發後時を移さず設置された事は、所謂作戰と建設とを同時に併せ行

ふ事を示すものである。本金庫は後にも説明する如く、種々の顯著な特色を有し従つて獨特の性格を具へるものであるが、今後現地に於ける一般經濟情勢の推移、建設工作の進展等に即應して、其の性格が若干の變化を來たす事ある可きは止むを得ない。例へば要綱中に設立目的の一として通貨の調整に資す可き事が擧げられて居り、又必要資金を凡て現地で調達する事になつてゐる事は、究極の處、發券業務にまで發展する可能性ある事を示すものなるが爲めに、將來發券銀行たる可き事が設置當時一部で豫想せられ、又斯く豫想する事が必ずしも不自然ではなかつたのであるが、其の後議會に於て政府委員が、政府に於ては差當つては斯かる意圖なき旨を明かにした事は、今後に於ても性格の變化ある可き事を示唆するものと言つて可い。

本金庫を他の一般金融機關に比して著しく異なると思はれる特色の若干を述べれば、第一は、當面の資本金は現地で臨時軍事費特別會計より現地通貨で融通を受け、將來は現地で債券を發行して地場資金を吸収し、現地に於ける日本の金融機關、地場銀行等より資金を受入れ、又は現地中央銀行より資金を借入れ、或は沒收敵産を處分し、以て開發資金を蒐集せんとする事である。此の事は、圓資金が内地より現地に移動する事を禁止し、必要資金は凡て現地で調達すると言ふ所謂現地調達主義を採用する事を示すものである。第二は、南方資源を開発及び利用する爲めの資

金は擧げて本金庫が供給する事となつてゐる事である。此の事は資金の統制を通じて事業の統制を徹底的に行はんとするものにして、南方開發に高度の計畫性を附與し、以て自由主義的進出を阻止せんとする政策の具現と見る事が出来る。第三は、通貨の調整に資せんとしてゐる事である。通貨の調整なる語は、前述の如く中央發券銀行の業務をも豫想せしめるものであり、措辭聊か曖昧と言はざるを得ない。當局の言に従へば、大體次の如きを意味するものと思はれる。即ち例へば現地に於ける外國銀行が戰亂の爲め閉鎖或は引上げた後に於て、通貨の不足又は剩過を招來する事ある爲め、之を如何に調整するかの問題、或は現地に於ける既存通貨と軍票との交換の問題、更に或は通貨調整の手段としての預金業務の問題等を指すものと思はれる。之等は現地の經濟建設を行ふに當り、凡て早急に處理す可き重要課題である事は言ふまでもない。第四は、資本金は一應政府が全額出資するが、將來之を民間に譲渡し得る途を開いてゐる事である。此の事は現狀に於て直ちに民間資金を導入する事は不可能なる爲め、一應政府資金を以て投資、融資を爲し、將來適當なる時期に於て、民間資金に振替へんとする意圖を藏するものと解される。第五は、本金庫の運營される區域が單に南方地域とせられ、具體的に明示されてゐない事である。此の事は作戰と建設とが同時に行はれつゝある現狀に於ては止むを得ざる所であつて、特に戰局の進展と

共に、本金庫の運營の範圍も漸次擴大さる可き性質のものなる事を考慮するならば、寧ろ當然の事とも言ふ可く、本金庫の特異の性格と將來の發展性とを示唆するものである。

尙現地の工作が一應の段階に達したる後に於て、本金庫が將來如何なる性格に落着く可きかは、固より輕々に豫斷し得ない所であるが、興銀或は戰時金融金庫の如き長期金融機關たらしむ可きであるか、或は同時に外國爲替業務をも兼ね行はしむ可きであるかは、今日より豫め研究を要する問題である。蓋し長期の開發資金を供給する事は、本金庫設置の當面の目的なるのみならず、將來相當長期に亘つて繼續せらる可き事が豫測せられるのであるが、爲替業務に在つては、差當つては内地より圓資金の移動を禁止してゐる爲め問題とはならぬものの、將來情勢安定するや、内地と南方地域間及び南方地域相互間に必ずや爲替の問題を生ずるに至る可きは、今日に於ても充分に豫想し得られる所だからである。而かも經驗に徴すれば、長期金融と外國爲替業務とを併せ行ふ事には、理論上に於ても又實際上に於ても若干の無理があつた事は否み難いのである。従つて將來若し本金庫をして外國爲替業務を併せ行はしめんとするならば、特別の構想と準備とを必要とするであらう。

又發券業務も其の性質上、長期金融を主とする本金庫をして行はしめる事は、不合理なるを免

れない。従つて別に發券銀行を創設するか、又は共榮圈内各國をして夫れ々々中央發券銀行を設立せしめて、之を維持育成するの方途に出づる事が最も賢明であらう。唯々商業金融のみは、現地に於ける我國銀行支店及び地場銀行をして當らしめる事が、最も策を得たるものと考へる。尙又政府は本金庫をして、現地既存金融機關の親銀行たらしめんとする意圖なる事を述べてゐるのであるが、果してどの程度の統制力を附與せんとするものなりや不明なるのみならず、更に一方に於ては、將來現地に中央銀行制度確立した時は、それより借入金を爲す意向なる事をも附言して居り、且つ又發券權を有しない事をも考慮する時は、親銀行なるものの意味する限界を、今日に於て決定する事は不可能である。暫らく情勢の推移に俟つ外はない。

第五節 日本銀行の改革

日本銀行は明治十五年六月公布された日本銀行條例によつて創設されたものである。同年十月開業の運びとなり、明治十七年五月公布された兌換銀行券條例によつて銀行券發行の獨占權が賦與せられ、其の後部分的の改正は加へられたが根本的な變化はなく、爾來順調なる發展を遂げて昭和十七年十月を以て再度の營業免許の期限が満了する事となつてゐた。日銀の改革に就ては、

從來とても各方面に於て屢々唱へられ、大藏省に於ても、昭和二年日本銀行制度に關する特別研究委員會を設けて、相當の準備を爲したのであるが、時恰も金融恐慌に遭遇したる爲め實現を見るに至らなかつた。其の後も一再ならず準備を爲したのであるが、機運未だ熟せざるものあつた爲めか是れ亦實現するに至らなかつた。乍併日銀の改革は實現しなかつたとは言へ、滿洲事變勃發以來通貨は増勢の一途を辿つた爲め、發券制度の改革或は日銀の根本的改組等に關する論議丈けは、極めて熾烈なるものがあつた。斯くて政府は屢々保證準備發行限度を擴張し、昭和十六年四月には最高發行額限制制度を採用するに至つたのであるが、全般に互る根本的改革は未だ行はれなかつた。然る處、最近には所謂金融新體制運動が國內に瀰漫し、更に昭和十六年十二月大東亞戰爭の勃發によつて經濟情勢が急展開するに至つた爲め、之に即應して遂に根本的改革を斷行し、以て日銀をして國內的には強力なる中央發券銀行たらしめ、國際的には大東亞金融圈の中樞的機關たらしめる事となつたものである。斯くて政府は、日本銀行法案を第七十九帝國議會に提出して其の協贊を経、昭和十七年二月二十四日公布、四月一日より實施するに至つた。同時に日本銀行條例、兌換銀行券條例、日本銀行納付金法、昭和十六年法律第十四號（兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル件）及び金準備評價法は廢止された。

抑々中央銀行は、嘗ては出來得る限り政府より獨立した存在たる可き事が唱へられたのであるが、最近に正に其の反對の傾向を辿りつゝある。即ち政府と日銀とは表裏一體密接不可分の關係に在る。此の事は、日本銀行法を通覽するまでもなく、次に述べる諸點を一讀する丈で容易に了解し得られる所と信ずる。尙新日銀の性格に就ては、昭和十六年七月十一日發表された財政金融基本方策要綱に於て既に其の方向が示されてゐる事は、前に述べた如くである。

- 借て改革の主なる點を示せば次の如くである。
- (一) 日本銀行の目的を新たに明示し、特別法による特殊法人とした(第一條、第二條)。
 - (二) 資本金を一億圓とし、政府は其の中五千五百萬圓を出資する(第五條)。
 - (三) 日本銀行の職員を公務員と見做す(第十九條)。
 - (四) 業務の範圍は第二十條乃至第二十八條の規定する所であるが、夫れによれば從來の業務を擴大して、(イ)産業金融を爲し(第二十條)、(ロ)積極的な市場操作を行ひ(第二十條)、(ハ)外國爲替の賣買(第二十三條)及び外國金融機關と爲替決済に關する取引を爲し(第二十四條)、(ニ)信用制度の保持育成の爲め必要なる業務を行ふ(第二十五條)事が出来る。
 - (五) 銀行券の金兌換を廢止して管理通貨制度を採用する。

(六) 政府以外の出資者に對しては、拂込金額に對し年四分を下らず年五分を超えない割合を以て剩餘金を配當する(第三十九條第三項)。政府の出資に付ては剩餘金の配當をしない(同條第四項)。

(七) 剩餘金より積立金、配當金を控除した殘額は政府に納める(同條第五項)。

(八) 前記配當金が年四分の割合に達しない時は、政府は其の不足額を補給する(第四十條)。

尙以上は、大體條文配列の順序に従つたもので、其の重要性の程度によつて配列したものである。右の中最も重要なものは、言ふまでもなく(一)、(四)及び(五)である。次に右諸點に就て順次解説と共に若干の批判を加へる事とする。

(一) 從來の日銀は其の目的に就て何等明示する所がなかつた。然るに新日銀に於ては之を明示し、日本銀行法第一條は「日本銀行は國家經濟總力の適切なる發揮を圖る爲め國家の政策に即し通貨の調節、金融の調整及信用制度の保持育成に任ずる事を以て目的とする事を規定してゐる。更に第二條は「日本銀行は専ら國家目的の達成を使命として運営せらる可し」と規定してゐる。勿論今迄とても、日銀は中央銀行としての使命達成に努めて來た事は更めて説くまでもない所であるが、今回之を明文化した事は極めて重要な意義を有するものである。

次に従來の日銀は株式會社であつた。尤も政府の極めて嚴重なる監督を受け、役員の任免は實質上政府が司り、株主は單なる虚位を擁するに過ぎなかつたが、其の實體は尙營利法人であつた。然るに新日銀に在つては、此の點を根本的に改めて公的性質を有する特殊法人とし、従つて今後は株主なるもの存在せず、従來の株主は出資者として出資證券を交付せられ、單に最高五分の配當を與へられるに過ぎない事となつた事も亦重要な改革と言はねばならぬ。

(二) 従來の資本金六千萬圓の中拂込額四千五百萬圓に、政府出資額五千五百萬圓を加へて、一億圓に増加するものであるが、此の事自體は格別重要な意義を有するものではない。尙舊株主に對して新日銀の出資證券が交付されるのであるが、之に就ては(六)に於て一括して述べる。

(三) 新日銀の職員を法令により公務に從事する職員と看做す事は、新日銀が公的なる特殊法人となつた事の當然の歸結である。

(四) 業務が頗る擴充された事は特に重視す可き點である。大體中央銀行の業務は其の重要性に鑑み、各國共之を明示するを常とし、舊日銀に於ては、日本銀行條例第十一條によつて次の如く規定してゐた。

日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一 政府發行ノ手形爲替手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事

第二 地金銀ノ賣買ヲ爲ス事

第三 金銀貨或ハ地金銀ヲ抵當トシテ貸金ヲ爲ス事

第四 豫テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メニ手形金ノ取立ヲ爲ス事

第五 諸預リ勘定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金屬並諸證券類ノ保護預リヲ爲ス事

第六 公債證書政府發行ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス事但其金額及利子ノ割合ハ總裁副總裁理事監事ニ於テ時々決議シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

新日銀では日本銀行法第二十條に於て、次の如く明記してゐる。

日本銀行ハ左ノ業務ヲ行フモノトス

一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形ノ割引

二 手形、國債其ノ他ノ有價證券、地金銀又ハ商品ヲ擔保トスル貸付

三 預リ金

四 内國爲替

五 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、國債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ賣買

六 地金銀ノ賣買

七 手形ノ取立、保護預リ其ノ他前各號ノ業務ニ附随スル業務

今新舊兩法を比較して特に注意を要すると思はるゝ點は、先づ第一に、所謂産業金融に進出す可き事を明かにした事である。大體從來の日銀業務は、議會に於ける大藏大臣の説明にもある如く、國內商業金融を中心としたのであるが、今回其の範圍を擴充して産業金融に就ても進んで調整を圖る事となつたのである。即ち從來の日銀の貸出は、日本銀行條例第十一條の規定の範圍内で行はれ、商業金融を主とするものであつた。唯々所謂保證品附(見返品附)手形割引の制度(第七章第二節を參照せられ度い。)によつて株券、地方債、社債等を見返品とする手形の割引(實質は手形貸付である。)をも若干爲してゐたのであるが、夫れは法規上明記された業務ではなかつた。然るに今回前記第二號に見る如く、産業金融に進出す可き事を明文を以て規定した事は、極めて重要な意義を有するものである。尤も産業金融に進出すと言つても、日銀が直接事業會社に對して貸出を爲すものではなく、與銀其の他が時局貸出を爲した爲め一時資金窮屈となつた如き場合、與銀其の他に對して貸出を爲す事によつて、時局金融に貢獻せんとするものである。此の

事は舊日銀が商業金融を行ふと言つても、直接商會社に金融を爲したのではなく、特殊銀行又は市中銀行を通じて、間接的に商業金融を爲した事と同様の關係に立つものと見る可きであつて、中央銀行たる立場上當然の方法と言はねばならぬ。

第二に注意す可きは、公開市場政策の積極化を企圖した事である。今迄でも日銀が公開市場政策を行つて來た事は周如の通りであるが、唯々從來は規定上は公債の賣買に限られ、且つ賣買は一々大藏大臣の許可が必要であつた(日本銀行條例第十六條)。然るに今回の改革を機として、日銀が賣買し得る有價證券の範圍を前記第五號の通り擴大し、且つ賣買するに當つて一々大藏大臣の許可を要せず、日銀の業務として適宜之を行ひ得る事とした事は、極めて重要な意義を有するものである。同時に此の事は一面に於て、金融機關の一時的金融難を緩和し、延いては時局貸出を圓滑ならしめる効果を有する事明瞭である。例へば市中銀行が、多額の社債を背負込んで資金難に陥つた時、該社債を擔保として市中銀行に金融する事も固より可能であるが、日銀が市中銀行より該社債を購入する事によつて資金を供給するならば、其の効果は一層適切なるものがある。乍併日銀が有價證券類の買操作を活潑に行ふ半面に於ては、手持有價證券が益々増嵩し、從つて通貨増發に拍車をかける危険ある事は、充分に注意されねばならぬ。

次に日銀は第二十三條により、必要ある時は外國爲替の賣買を爲し得る事となつた。又第二十四條によつて日銀は、國際金融取引上必要ありと認める時は、主務大臣の認可を受けて、外國金融機關に對して出資し若くは資金を融通し又は外國金融機關と爲替決済に關する取引を爲し得る事となつた。從來外國爲替は主として横濱正金銀行が其の衝に當つたのであるが、之等の規定によつて、今後は日銀が直接外國爲替取引を爲し得る譯である。即ち將來日銀が大東亞共榮圈の中樞的金融機關として其の職責を果す爲めの、準備規定とも解されるのである。換言すれば、今後は圓貨が大東亞共榮圈の基本通貨となり、東京が國際貸借の決済地となる可く、従つて日銀は單に國內的に金融を統制す可き重責を負ふ許りではなく、大東亞共榮圈内の國際金融に就ても、重要な役割を演ずる事となるものである。

第二十五條により、日銀が主務大臣の認可を受け、信用制度の保持育成の爲め必要なる業務を行ふを得る事となつた事も亦重要な意義を有する。具體的には如何なる事を意圖するものであるかは條文のみを以てしては不明であるが、例へば一國信用制度の保持育成の爲め必要と考へる時は、一般貸出とは別箇に、主務大臣の認可を受けて特別貸出を敢行し、或は債務の保證を爲す事等を指すものと考へる。斯かる場合從來は特別の法令を必要としたのであるが、斯くては機宜

を失する恐れある爲め、今後は日銀當然の業務として主務大臣の認可を受けて、的確迅速なる對策を執り得る事としたものである。

尙第二十二條第一項によれば、日銀は政府に對し擔保を徴しないで貸付を爲す事が出来る事となつてゐるが、貸付金の限度に就て何等言及してゐない事は、一應注意を要する點である。同條第二項には、日銀は國債の應募又は引受を爲し得る事が規定されてゐる。言ふまでもなく之は公債の所有に關する規定であるが、之に就ても限度に關する規定がない爲め、運営上充分に注意せらる可きものである。蓋し近年に於ける通貨膨脹の原因は、主として日銀手持公債の増嵩に因るものだからである。

最後に注意す可きは第二十八條である。即ち「主務大臣は日本銀行の目的達成上必要ありと認むるときは銀行其の他の金融機關に對し日本銀行の業務に協力せしむる爲必要なる命令を爲す事を得」る事となつた。是れ亦金融新體制の線に沿ふものにして日銀の統制力を強化せんとするものであり、異色ある規定と言つて可い。

(五) 銀行券の金兌換を廢止して所謂管理通貨制を採用した事は、極めて重大なる意義を有する。前に述べた如く、日銀は數十年の久しきに亘つて制限届伸制度を採用してゐたのであるが、事實

は昭和六年十二月以來金兌換を停止して居り、且つ又事變勃發後兌換券發行高が急増した爲め頻繁に保證準備發行限度を擴張し、特に昭和十六年四月よりは、「兌換銀行券條例ノ臨時特例ニ關スル法律」によつて、從來の制限届伸制度を廢して新たに最高發行額制限制度を採用し、同時に正貨準備と保證準備との區別を撤廢して正貨準備を必須條件とせざる事とした。而して此の法律は、其の名稱が示す如く臨時的のものであつた。然る處、今回の大改正に於て金兌換を廢止すると共に、最高發行額制限制度を恒常的制度として取入れる事となつたものである(第三十條)。

大體金本位制は、前にも述べた如く現今國內的意義を喪失し、單に對外的意義を有するに過ぎないものとなつて居り、従つて今日管理通貨に轉換したからと言つて、格別の支障を生ずるものではない。乍併銀行券の發行が何等の制約なくして行はれる事の許さる可きでない事は、改めて論ずるまでもない所であつて、適當なる管理手段を必要とするは啻々を要しない所である。管理通貨(Managed currency)なる語自體が既に這般の事情を充分に表現してゐるものと言つて可い。通貨が金と關聯を有する間は、通貨の數量は金の數量によつて自然に制約される効果を有するが、金と離脱する以上當然之に代つて通貨の數量を規定す可き何等かの管理手段を必要とするは、理の當然である。乃ち日本銀行法は其の第三十條に於て、主務大臣は銀行券の發行限度を定む可き

事を規定してゐる所以である。是れ即ち前に述べた最高發行額制限制度の採用に外ならぬ。乍併如何なる場合にも限度に拘束せらるゝの弊を避ける爲めに、第三十一條により、日銀に於て必要ありと認める時は、主務大臣の認可を受けて發行限度を超えて銀行券を發行し得る事となしてゐる事は是れ亦當然であるが、唯々此の事は一面容易に通貨増發に陥り易い危険ある事を否む事は出来ない。尙主務大臣が銀行券の發行限度を定めた時は、之を公示する事となつてゐるのは(第三十條第二項)、其の重要性に鑑み當然の措置と言はねばならぬ。

次に發行準備の内容に就ては、第三十二條第二項に於て次の如く規定してゐる。

- 一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形
- 二 第二十條第二號又ハ第二十二條第一項ノ規定ニ依ル貸付金
- 三 國債
- 四 第二十條第五號ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券
- 五 外國爲替
- 六 地金銀(金銀貨ヲ含ム)

而して同條第三項によれば、右の手形、貸付金及び外國爲替は三月以内に期日が到來するもの

でなければならぬ。尙又同條第四項により、外國金融機關に對し出資を爲した場合又は特別の場合には、主務大臣の認可を受けて、第二項各號に該當しない有價證券又は債權を以て、保證物件とする事が出来る事となつてゐる。此の事は、日銀の業務が外國爲替にまで擴張された事に關聯を有するものなる事言ふまでもない。

尙管理通貨制度の採用に關聯して一言附加す可きは、貨幣法第二條に就てである。蓋し同條は「純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス」と規定してゐるのであるが、日本銀行法が金兌換に關する規定を削除し通貨が金と離脱するに至つた今日に於ては、最早同條を存置す可き理由はないからである。

(六) 配當を年四分乃至五分に定めた事は、大體現在の公債利廻及び定期預金利子を考慮した結果と解される。從來とても日銀の株式は公債並みに取扱はれたのであるが、今回の改革によつて日銀の公的性質は一層強化せられ、且つ金利も近い將來變動す可しとは豫想されない爲め、配當を四分乃至五分と決定して事は、一應適當の所と評して可い。

尙配當が四分乃至五分に決定された結果、新日銀に對する出資の評価は舊日銀の株式の評価に比して激減す可く、此處に其の差額を如何にして補償す可きかの問題を生ずる。之に就ては次の

如く規定されてゐる。即ち舊日銀が新日銀となつた時は、舊日銀の全額拂込済株式一株を以て、新日銀の全額拂込済の出資證券二口と看做し、舊日銀の未拂込株式一株を以て、新日銀の全額拂込済出資證券一口と看做し(第六十四條、第五十四條)、日銀は補償金を交付する(第六十八條第一項)。補償金算出の基準は、舊日銀株式の昭和十五年及び同十六年の時價、並に新日銀成立の日(第六十八條第二項)に於ける出資者の持分の價格を參酌して、主務大臣が決定する事となつてゐる(第六十八條第二項)。

(七) 剩餘金より積立金及び配當金を控除した殘額を凡て政府に納付する事は(第三十九條第五項)、其の公的機關たる性格に鑑み當然の事である。營利會社に在つては、利益が増加すれば自然増配となるのであるが、日銀が營利會社に非ざる特殊法人なる以上、剩餘金が増加したからと言つて増配す可きでない事は自明の理である。此の剩餘金の殘額を凡て國庫に納付する事は、從來採用されてゐた納付金制度と其の趣旨に於て別段異なる所はない。

(八) 配當金が年四分の割合に達しない時、政府が其の不足額を補給する事も(第四十條)、別段新奇なる事ではなく、從來とても特殊會社に於て屢々見る所である。特に公的性質を有する特殊法人たる日銀に於ては尙更當然の事と言つて可い。唯々問題は補給の基準であるが、四分を以て

先づ妥當とす可きは前述の通りである。

第六節 銀行の合同

内容の堅實なるを必要とするは、凡ゆる事業に就て言ひ得る事であるが、特に銀行は一般大衆との接觸面頗る大なる受信業務を行ふ公共機關たる關係上、此の點最も緊切なるものがある。而して内容の堅實化を期する爲めには、資本が或る程度充實する事の必要なるは言ふを俟たぬ。勿論大資本を擁するもの必ずしも内容堅實とは限らぬが、豊富なる資金を有する事が銀行を堅實化する有力なる一因たるは、何人も否定し得ない所であらう。かの米國には、多數の小銀行が存在する事は著明の事實であるが、之が爲め屢々金融恐慌を惹起し破綻銀行續出したる結果、政府が遂に合同を勸奨するに至つた事實を見るならば、此の事は容易に了解し得られる所である。更に又近代的大規模産業の需要する大なる資金を供給する爲めにも、必然的に資力充實した大規模銀行の存在を必要とする。斯かる巨額の融資を爲す事は、小規模銀行の能く爲し得ざる所なる事説かずして明かである。元來資金は、之を分散せしめるよりも之を集中せしめる場合に於て、一層大なる効用を發揮する。斯くて銀行資金及び業務の集中並に擴充は、顯著なる世界的傾向として差支ない。

借て銀行が其の資本を増大し其の資力を充實する手段は種々あるが、其の中本節に於て論ぜんとするは銀行の合同である。合同に類するものに銀行聯合なるものあり、數銀行が共同貸出を爲して其の利益を分配し、或は大銀行が他の銀行の株式の一部を所有して、其の經營に参加する等の方法が行はれてゐるが、一般には餘り利用されて居らぬ。我國に於ても、銀行集中(Concentration of Banks)の方法として行はれる主なるものは銀行の合同である。合同の目的は、銀行數を減する事によつて一行當りの資本を増加せしめ、以て銀行の資力を強化せんとするに在る。

合同の形式には、有力銀行が弱小銀行を合併する場合と、二以上の銀行を合同して新銀行を設立する場合とがある。我國では前者の形式によるものが多い。一々實例を擧げるまでもない事と信ずる。此の場合必ずしも弱小ではないが、同一資本系統に屬する所謂子銀行を、親銀行が合併する場合もある。是れ亦少なからざる實例がある。後者の形式によるものの實例としては、曩には昭和二年の金融恐慌によつて破綻した幾多の銀行を合同して昭和銀行を創設したる如きを、又近くは名古屋市所在の三銀行を合同して東海銀行を創設したる如きを擧げる事が出来る。昭和銀行の創設は、破綻銀行の救済を目的とする極めて消極的なるものであつたが、東海銀行の創設は、

合同によつて資力を一層強化せんとする積極的なるものであつた。即ち一口に合同と言つても、既に破綻したるものの救済を目的として合同するもの、内容不良にして營業の繼續困難なる爲め有力銀行に合併するもの、内容必ずしも不良ではないが弱小にして金融の逼迫、財界の變動等に對する抵抗力が懸念される爲め合併するもの、或は現に相當の成績を擧げて居り、又金融異變に對しても相當強固なりと見られるが、合同によつて尙一層基礎を強化せんとするもの、等種々の場合がある。從來の銀行合同は寧ろ消極的意圖に出づるもの多く、特に恐慌又は取付等を直接の動機とする事が多かつた。然るに近來の合同は積極的意圖に出づるものであつて、特に最近の合同は金融統制の見地より行はれてゐるものの如くである。而して金融事業整備令によつて、主務大臣が必要と認める時は銀行の合同を命令し得る事、前に述べた如くである。

我國銀行合同は、日清戦後の好況時に小銀行が濫設せられ幾多の弊害を惹起したるを以て、之を救済する爲め政府は明治二十九年四月銀行合併法を制定して、銀行の合同を奨励した事を以て其の起源とする。乍併此の合同勸奨は大なる成果を擧ぐるに至らなかつた。大正九年春第一次世界戦争の反動襲來するや多數の銀行が破綻した爲め、銀行の合同が再び朝野の視聽を集むるに至つた。次いで大正十二年の大震災には、災害地所在の銀行は少なからざる打撃を受け、之が一因

となつて昭和二年の金融恐慌を惹起し、而して此の恐慌に於て幾多の銀行が破綻を暴露するに至つた事は、周知の通りである。政府に於ても、豫てより銀行資本金の小なる事が破綻の有力なる一因なる事を痛感しむる爲め、昭和三年一月一日より施行された銀行法に於て、銀行資本金の最低額を百萬圓とし(第三條)、東京及び大阪に本支店を有するものに在つては二百萬圓とした事は(第三條及び昭和二年十一月敕令第三二七號)當然であつた。斯くて此の規定によつて資本金が限度に達しない多數の小銀行(昭和三年一月現在で六一七行あつた。)は、昭和七年末までに増資又は合併するか、然らざる時は解散する外ない事となつた。當時合同が急速に進展した事は、斯かる關係に基づく。斯くて明治三十四、五年代二千を遙かに突破した我國普通銀行は、爾來漸減して昭和元年末には一、四二〇行となり、更に昭和二年の金融恐慌後の合同促進によつて昭和七年末には五三八行に減するに至つた。其の後政府は大體一縣一行を目標として大いに勸奨に努めた結果、多大の成果を擧ぐる事を得たのであるが、近年は所謂金融新體制の一環として從來の一縣一行主義を更に強化し、場合によつては一地方一行として合同運動に拍車をかけるに至つた爲め、最近に至つて合同は大いに進捗し、昭和十六年十一月末には僅かに一九四行となつて、遂に二百行を割るに至つた。乍併目標までには、尙相當の距離ありとしなければならぬ。同時に一

方に於ては、貯蓄銀行の合同、勲業銀行の農工銀行合併等も大いに進捗した事は、言ふまでもない所である。

次に合同の利害得失に就て一言する。銀行の合同は一國の立場より見るも、資金の統制を容易にし資金の効用を發揮せしめる上に於て頗る便利であるが、更に一銀行の立場より見るも尙次の如き利益がある。

- (一) 無益の競争を避け、従つて經費を節約する事が出来る。
- (二) 資力大なる爲め、大企業の要求する巨額の融資にも應ずる事が出来る。
- (三) 資金豊富なる爲め多數又は多種類の企業に融資し、従つて投資上の危険の分散を圖る事が出来る。
- (四) 規模大なるが故に調査機關を充實し、直接金融に關する事項は勿論一般産業其の他に就ても充分なる調査を爲す事が出来る。又信用調査機關も整備する事が出来る。
- (五) 數多の支店出張所を有する時は、爲替業務を行ふに當つて頗る便利である。
- (六) 金融の繁閑は地方によつて必ずしも一様ではない爲め、大銀行に在つては、資金を餘裕ある地方より不足する地方に回送し、以て資金の死藏を避ける事が出来る。

(七) 大銀行に在つては小切手の店内振替多い爲め、自然預金支拂準備金が少額で足る。

(八) 大銀行は信用厚く預金吸収上便利である。

(九) 恐慌に對する抵抗力大である。

同時に其の半面に於て不利なる點も無しとしない。

(一) 獨占横暴の弊に陥り易い。

(二) 中小商工業者等に對する融資が閑却され易い。

(三) 地方資金が都市に集中し、地方資金の涸渴を來たす惧れがある。

(四) 大銀行は地方農村の事情に疎い事多く、従つて農村の金融が圓滑を缺く危険がある。

大體以上の如くなるを以て、合同の利益は其の弊害を償うて餘りあるものと言ふ事が出来る。乍併合同が如何に有利なりとするも、例へば地方の特殊事情を無視してまで強行するが如きを避く可きは、更めて説くを要しない所である。又徒らに合同を強行するに於ては、合同後に於て重役間に紛擾を惹起する危険も絶無とは稱し難い。合同には細心の注意と用意とを要する事を忘れてはならぬ。尙又銀行の合同は、一面補助金融機關の整備改善とも、多大の關聯を有するものなる事を看過してはならぬ。特に注意す可きは、銀行が合同の結果大資本を擁するに至る時は、所

謂金融の産業支配を益々濃化する事である。唯々近來は、臨時資金調整法及び銀行等資金運用令等の實施によつて、金融の威力も大いに減殺されてゐる實狀に在る。

尙前にも述べた如く銀行合同は世界的傾向であつて、特に英米に在つては顯著な現象であるが、其の詳細は既に幾多の著述によつて紹介されてゐる所なるを以て之を省略し、此處では近時米國に於て急速に發達しつゝある連鎖銀行 (Chain Banking) 及び集團銀行 (Group Banking) に就て一言附加するに止める。連鎖銀行及び集團銀行とは、會社、個人又は個人の集團が株式を所有する事によつて多數の銀行を支配し、而かも支配せられる銀行は其の獨立を失はぬものを言ふ。一部では、多數の銀行の支配が持株會社 (Holding company) によつて行はれる場合を集團銀行とし、然らざる場合を連鎖銀行と呼んで區別するが、通例兩者は同義に解されてゐる。米國に於て此の兩者が發達した事は、所謂支店銀行 (Branch Banking) が禁止又は制限された事に因由する (Thomas, Modern Banking, p. 405; Harr and Harris, Banking Theory and Practice, p. 374)。乍併一面に於ては弊害も亦指摘されて居り、將來如何に推移するか豫斷を許さない。

銀行論 (完)

會員番號第壹〇六〇貳七號

昭和十七年十月二十五日印刷

銀行論

昭和十七年十一月五日發行 八三〇部

定價 金參圓五拾錢



出文協承認 180164號

著作者

永田鐵三

發行者

東京市神田區駿河臺二丁目四番地
丸野定一郎

印刷者 (東京三八)

綾部喜久二
東京市神田區小川町一丁目十一番地

宮本印刷所

發行所

東京市神田區駿河臺二丁目四番地

巖翠堂書店

配給元

東京市神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

(省電茶之水露前)
振替東京七四二〇二番
電話神田(25)三三九二番

F 17

927
197

